

第 22 回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第 3 日)

平成 20 年 6 月 12 日 (木曜日)

出席議員 (20名)			2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ ゑ
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (1名)	1番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	13番	岡 本 安 夫		
		※午後1時30分より早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一良	事務副局長	谷村 忠則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天 文 台 長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1 名)	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正		
		※午後1時30分 より早退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前9時30分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして今日で3日目でございます。議員各位におかれましては、早朝よりお揃いでご出席、誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。開議に当たりまして、石堂 基君から本日、昨日の早退と引き続き欠席届が出ております。

そして、岡本安夫君から午後、葬式のためということで欠席届が出ております。

なお、本日2名の方の傍聴の申し込みがございました。いつも申し上げることではありますが、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いを申し上げます。

また、議員におかれましても議員の質問中は私語を慎んでいただきますよう重ねてお願いを申しておきます。

ただちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問を行います。通告に基づき順次議長より指名をいたします。

6番、金谷英志君の一般を許可いたします。

〔6番 金谷英志君 登壇〕

6番（金谷英志君） おはようございます。私は3点お伺いします。

まず1点目、農業振興をどう図るか伺います。

今、食糧自給率の低下が言われています。食糧自給率を引き上げるためには、耕作放棄地を広げないように農地を保全するとともに、地域農業の担い手を確保・拡大することが欠かせません。耕作放棄地をそのままにしておけば、地域の農地全体に水管理や病害・害虫雑草などの問題で、大きな悪影響を及ぼします。これまで農業を担ってきた多くの高齢者が現役引退を目前にする中で、今後、誰が農地を管理し、誰が食糧生産と農村を担うかという問題は、単に農家だけでなく行政も真剣に向き合うべき課題であります。

①農業を再生するには、価格保障・所得保障の充実、農業の担い手を増やして定着させる、食糧主権の貿易ルールの確立、農業者と消費者の共同が求められています。これらの再生策について町長の見解を伺います。

②農業を実際に担っているのは、大小形態の違いはあっても家族経営です。高齢者や小規模な家族経営の困難を補う機械の共同購入、農作業の受委託などに支援が必要ではないか。

③離農者の農地や農作業を引き受けて頑張っている大規模農家、集落組織にも規模拡大に見合う大型機械などの導入や低利融資等、役割を重視した施策が必要ではないか。

2点目にごみの減量化にどう取り組むかについて伺います。地球温暖化の進行によって地球規模で深刻かつ重大な影響が出はじめ問題となっています。世論調査では93パーセントの人が温暖化による気候変動がすでに始まっていると感じ、日本は京都議定書で決められた排出削減義務量を必ず達成すべきと答えた人が78パーセントにのぼっています。

こうした中、それぞれの分野で温室効果ガスの削減が緊急の課題です。現在、自治体の施設で温室効果ガスを一番多く排出しているのはごみの焼却施設だと言われています。町が温室効果ガスを減らそうとするためには、ごみ焼却量の削減が必要です。

そこで①にしはりま環境事務組合で進めているごみ処理計画も踏まえて本町ではごみの減量にどう取り組むかを伺います。

3点目に中小企業振興基本条例の制定を求めて伺います。

①佐用町の経済を底支えしてきた中小企業を活性化させるために、中小企業振興条例を制定してはどうか。

大阪市八尾市の中小企業地域経済振興基本条例では目的の項で市の活力ある発展に重要な役割を果たしている市域中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、市の産業集積の維持発展を促進するとともに、社会構造の変革に対応した地域の健全な発展を推進することによって、調和のとれた地域社会の発展に寄与するとしています。

基本条例を定めることにより、共同化事業・新製品開発事業・人材育成事業など各企業が行う事業の具体的な助成につながります。

②商工に関する町条例では企業立地促進条例がありますが、企業誘致は困難さを増しています。もっと広く町経済の循環を促すために、10年・20年先を見据えた産業振興施策が必要です。町長の商工業への基本姿勢を伺います。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、農業振興をどうはかるかということで、最初の農業の再生についてのご質問でございます。私は、この問題につきましては、以前から色々と申し上げてきたところでございますが、放棄田の問題、まあ農地の荒廃、都市部と地方、農村部との格差の拡大など、日本の農業農村が置かれている状況は、現在の食糧自給率に端的に表れているわけでありまして、そこに根本的な問題があるというふうに思っております。農村を再生していくためには、そこをしっかりと考えないと、今までのように、いつまでも、単に補助金のばらまきのような政策では、当然駄目でありまして、やはり、今一度しっかりと日本の国において、国民の生命の維持を図るための最低限必要な食糧の自給、供給を担う農村の役割を明確にすることが第一ではないかというふうに思っております。その上で、価格保障や所得保障・貿易ルールの見直しも必要になってくるわけでありまして、

現在、原油の高騰やエネルギー問題、地球温暖化による異常気象によって穀物価格も高騰して、食糧輸出をしていた国においても食糧の輸出を禁止する国が現れてくるなど、食糧を輸入に頼っている日本にとって、いっぺんに食糧確保への不安が出て来たわけでありまして、ようやくマスコミ等においても、日本の現在の異常な食糧自給率の現状と、その危険性が今分かったような言い方でありまして、騒がれている状況です。

国においても、ようやく自給率の見直しが言われてきておりますが、遅いという感は歪めませんが、やはり、今、穀物の生産ベースで30パーセントを切るという、またカロリーベースにおいても40パーセントを切っているというような、世界でも類を見ない異常

な状況でありますから、今からでも最優先で、この問題に取り組まなければならないというふうに思うわけです。これは当然、佐用町のような1自治体の問題ではなくて、国のあり方の根幹の問題であろうと思います。国としてですね、やはり、この問題に本当に真剣に取り組む、その国の目標を、やっぱし国民に明らかにすべきではないかというふうに思います。社会保障・福祉政策だけでなく、農業政策面においても、そういう意味ではヨーロッパ諸国に学ぶところが多いというふうに思っております。

日本は、資源のない貿易立国でありますから、農業生産だけでは、当然経済が成り立たないわけであります。貿易ルールにおいても、非常に難しいバランスをとらなければならない問題ではあると思いますけれども、せめて、やはりEU並みのしっかりとした考え方を持つべきではないかというふうに思っております。

そういう中で、町といたしましては、農地の維持保全を図るために、担い手育成奨励補助金制度や補助制度の実施や認定農業者、集落営農組織などの担い手の育成を図るとともに、消費者である都市住民と農業体験を通じての交流や、町の設置した農産物加工施設や農産物直売所における児童生徒や都市住民を含めた参加者が加工体験や販売体験を行うことで、農業者と消費者の交流と親睦も深めて参っているところであります。

次に、佐用町の農地を守るためには、現在の佐用町の農業の状況は、家族経営が中心です。そういう家族経営が今後とも必要なことは理解をしておりますけれども、しかし、個々の機械の購入という、への支援ということにつきましては、国県の助成制度がない中、町財政を考えた時には、今現在では無理なことではないかというふうに思います。ただ、共同購入を考えている時には、もっと広範囲、範囲を広げた集落営農など、地域全体での農業を目指す時には、制度の条件もありますけれども、国県の助成制度もあり、町としても支援をしております。また、農作業への支援につきましては、農用地利用集積の利用権設定による貸借を行った水田につきましては、制度の条件もありますけれども、佐用町水田農業担い手育成奨励補助金の対象になるというふうに考えております。

次に、大型機械の導入や低利融資等の施策についてでございますが、現在の国県助成制度の対象は、集落営農組織と認定農業者に限られております。機械導入につきましては、国県の補助制度に基づいた集落営農組織への機械導入における随伴の補助を町におきましても、今、行っているところであります。また、認定農業者が近代化資金等を利用された場合、佐用町農林業資金利子補給金交付要綱により利子補給も行っております。

次に、ごみの減量についてのご質問であり、ごみの減量にどう取り組むかということでございますが、ごみの減量には、ごみを発生させない、物をつくる段階、製造段階での取り組み、問題と、発生したごみを資源化、再利用することによって削減する取り組みの2つがあるというふうに思っており、2つがあるわけでありまして、一番、当然いいのは、ごみになるような不要な物を作らなということが、一番いい方法でありますけれども、それも、今のこの文明社会の中では、中々そうはできない現状であります。そのために、国としての、そういうごみを発生させない、生産段階での国の取り組みとともに、まず国民、町民一人一人が日常生活の中で、ごみを減らす意識を持ち、実行に移すことが大切というふうに思っております。まあ、今回、その取り組みの1つとして行政と事業者、そして町民の皆さんの協力を得て6月1日よりスタートしたレジ袋の削減を目指したマイバック持参運動の推進であります。また学校や地域で取り組んでいる資源ごみの集団回収や生ごみの堆肥化を図るコンポスト購入助成などの助成制度により推進を図っているところであります。

また、にしはりま循環型社会拠点施設が平成24年の供用開始に向けて、町民の皆さんに理解を得ながら分別収集の周知や、資源ゴミのリサイクルがスムーズにできるよう、今後、啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、「中小企業振興基本条例の制定を」というご質問でございますが、佐用町においても、町内の中小企業の振興については重要な課題でございます。町の主要施策として、地域企業の経営の安定化と強化をめざし、相談体制の充実や各種支援制度の活用と促進を図るとともに、研修・交流の促進などにより、後継者の確保や若手経営者の育成に努めておりますが、現在、そのための条例の策定の予定は持っておりません。

国や県による支援施策、助成金・補助金などがあり、各支援制度には、「経営サポート」・「金融サポート」・「財務サポート」・「商業、地域サポート」・「相談、情報提供」など各種の支援施策等が利用できるようになっておりますので、このような制度をご利用いただけたらいいというふうに思っております。

次に、佐用町の商工業への基本姿勢ということについてであります。金谷議員もご指摘のように企業誘致は、非常にまあ難しい状況ではあります。しかし、やはり企業立地は1つの柱であろうと思っておりますし、そのために今議会におきましても、企業立地に関する条例も提案をさせていただいているところであります。また、佐用町の総合計画では、1つに魅力ある商店街の形成、地域企業・人材育成の支援。また、空き店舗活用事業の推進。更には、独自商品開発支援。商工会の健全運営などを重要な産業振興施策としております。

このたび、商工会も合併をされ、第1回の通常総会が5月27日に開催されたところであり、今後商工会の新体制のもと、行政と連携を密にして経営革新等に積極的に支援するとともに、協力体制をより強固にして商工業の振興に努力したいというふうに考えております。

以上、金谷議員からのご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まず1点目の農業振興ですけれども、実際、今、佐用町の現状としてお伺いしたいんですけれども、基本的な、国の、その政策なり、その食糧自給率の感じ、前段についてはね、町長と私とは、そのヨーロッパの政策なりを、それで見習うべきだと一致するんですけれども、現状は、佐用町の現状についてお伺いしたいんですけれども、実際に、今の佐用町を、その農業を振興するために、誰が担っているのか、その集落営農なりね、実際に大きなところは米だと思うんですけれども、実際、その感覚的にでもいいですけれども、課長の感覚としては、今、実際誰が、その水田なり、その野菜なりをつくっておられる。実際にね、それは、どういうふうに見ておられますかね。現状は、どういうふう把握されますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、まあこういうふうな中山間地ですとね、伝統的に、まあ、家庭、家族といった農家が、零細的な農家が、まあ、担い手農家も今増えてきておりますけれども、まだ実態としては、家族的な零細的な農家が多いというふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まだまだ、今ではね、そうですけれども、今後、先ほど言うたんですけれども、その高齢化がなってね、その後継者が中々育たない中で、やっぱり集積されてくる。そのある程度、その作業なんかも委託されるなり、集団でやられるか、それとも、また組合なんかにね、任される方向に進んでくるとは思うんですけどね、そしたら、その方向としては、やっぱり、その家族経営、今、零細な家族経営の支援するというふうに町としてはいくんでしょうか。今現状はそうですから。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今回の補助制度では個人的な面ではですね、中々、支援的なものは、中々難しいとは思っております。それで、今、佐用町独自のですね、担い手奨励制度がありますので、土地のですね、利用集積、貸借によってですね、そういうふうな制度で管理をしていただくようなことということが、1つは大きな利点だというふうに私は思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その米にだけついて言いますとね、その集団でやって、組合でやって、その担い手の大型化して、それで実際経営的にやっていける上で、やっぱり成り立つもんだと思うんですよ。06年度のね、生産者米価が1俵が1万4,826円。それに対して生産するのに掛った経費が1万6,824円。2,000円も、その価格、売る価格よりも掛ったやつが高いんですね。ですから、その差額なんかもやって、それだと、ドンドン作れば作るほど、それが赤字になってくるということの、その担い手に集積した上でも、そういうことがあるんですね。ですから、小さな家族経営でしたら、余計、その大きな田んぼを作るため、作るためにね、機械の投入やして、作業も色々した上でですから、その差額言うのは、今、2,000円って平均的に言いましたけれども、小さければ小さいほど、大きい業者で、その農業者であっても、その価格と実際作った経費との差額は、ドンドン開いていくんですね。それでは、経済的にやっていけない。それでは、やっぱり町としてもね、支援が必要ではないかと思うんですけども、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、今現代のね、今の状況として、そういう、その全く経営的に成り立たない状況の中でね、余計に、そのそういう農業が衰退し荒廃していると。そのために、後継者も、ある意味では育たないということです。しかし、まあ、そのね、じゃあ、その経営的に成り立たない分に、公的に補助をしていくと、支援していくという、そ

ういう形だけでは、当然これ、いつまでも社会全体としてもたないわけではね。町としても、その財政的にもたないわけです。ですから、今まあ、例えば、原油価格も高騰してます。いくら高騰、これが例え必要であれば、原油が1バレル200ドルになっても300ドルになっても買わなきゃしょうがないという、その経済の1つの自給と供給の、この関係ですよね。だから、食糧においても、今、そういう安いって、そして輸入ができる。ですから、米を作らなくてもいい。減反をしてですね、減反率が、もう50パーセント。本当に生産できる農地いうものが、半分も例えば減反をしてね、その中でも、まだ安いという、それと言うのは、まあ片方に安い物が入ってくるという、あるということが前提にあるわけですよ。ですから、そこのところを、やっぱり国として、しっかりと押さえていかないと、今、世界的にも、もう日本の国だけでは考えられない。世界の自給率見てもですね、ドンドン高騰してきたと。だから、今の米の価格だって、当然、それによって、もっと倍にも3倍にもなってくるかもしれませんし、ただ、そういうことに振り回されていたんでは、やっぱり国民全体としての、やっぱり食糧への不安というものがあるわけですから、やはり、そこはやっぱり国全体で、そのしっかりとした生産目標を設定をしてですね、自給率を確保して、安定した価格、それが今、経営的に成り立たない、成り立つ形での、やっぱり価格に最終的には、やっぱり設定をしていかないといかんだろうと。そこをやっぱり言わないと、今の中で、いくら生産コストが掛るから、当然、それを今ね、当面、今の状況、直ぐには、そういう状況に改善できないんで、荒廃を少しでも食い止めるためには、少しでも支援をしてく、色んな制度によって支援していく、これも、それは、今の支援、政策としては必要なことなんですけれども、長期的なんには、こういうことでは耐えられないと。解決にはならないというふうに思うわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 価格、石油高騰のことも言われましたけれども、それから食糧の、その小麦なり米なりの高騰が言われますけどね、ただ単に需要の供給との関係で、その価格が高騰、石油価格にしてもね、高騰してるんじゃないって、やっぱり投機が大きな問題だと言われているんですね。ですから、需要と供給だけあって、例えば、その石油が少ないからということではない。その農作物が少ないというのは一面ではありますけれども、それが大きなね、その価格が上昇している原因ではないと言われているんですね。ですから、その県なり町なりの、さっき補助があって、それに、その付随する形で、町も、その支援していくんだということなんですけれどもね、長野県の栄村いうところは、一時、私らもそうですけど、佐用町なんかでも、ほ場整備盛んにやられて、ほ場整備率がドンドン上がってきて、国の、その補助があって、ほ場整備もされてきたと思うんですけども、栄村では、田直し事業としてね、国の補助金は受けなくて、町単独でやったんですね。それの方が、実際に借金も少なく済んだということもあって、それが、その大きな、ほ場整備したら、その負担、その各自の地主さんの負担も要りますし、町の負担も要ります。それから、借金返していかなあかんのですから、それで、その長野県の栄村の田直し事業というのは、それで、その国の補助を受けなくてもやれたということがあるんですね。ですから、国の政策ばかり追随してやっていったらね、中々、佐用町の農業も振興しないと思うんですけども、やっぱり独自で、そういうこともできるということがあるんですけどね、やっぱり県補助、まあ、それは基本的にはあったとしてもね、やっぱり佐用町でできる補助は、佐用町でやれることはやっていくべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、佐用町にしてもですね、農業振興会や、まあ色々と、その小規模のいろんな農業生産ですけれども、そういう中で、色々な作物生産に、今支援もしたりし、独自に、支援もやっているわけです。ですから、まあ、そこをね、機械の購入とかですね、まあ農業機械の、そういう物をじゃあ、今、制度として町が導入、個人に対してですよ。中々、そこまで大きくなってくると、これだけ家族、どういう方が利用されるか分かりませんが、対象者としては、非常に大きな対象者になるわけです。で、機械の購入補助だけのようものをして、じゃあ、それが維持ができるのか、佐用町の農業が、長期的にですよ、じゃあ、それで、対策が十分なのかと、守れるのかということになると、それは、まあ、中々それだけではできない。総合的なものだと思うわけです。ですから、まあ、今、ご質問の家族経営に対する、機械購入に対する補助金をしたらという件についてはね、これは、国の今の中では、ある程度大規模な集約的な共同のものについて、こうやっていかないとですね、中々財政的にも、また公平性ですね、から見てもですね、公金を使う上では個人にはなかなか難しいというふうに思うわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 今現状として、その総合的に、町としては、政策をやらなあかんというのは分かるんですね。その、実際、これから農業をやっている人、これからやろうとしている人がね、何を、その町政に求めているのかというのが、そこら辺の把握は、どうふうにされますかね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、これからね、まず、農業を新たに、こう取り組んでいこうと。まあ、そういうのを、新しい農業、担い手の育成、こういう制度を色々しておりますし、町としても、どういう農業をされるか分かりませんが、まあ、例えば、ハウス栽培されるんだったら、ハウスの建設設置の補助金とか補助を出したりですね、また、そういう土地の賃貸借に対してですね、集約していくための補助を出したりというような支援もし、技術的な支援、また資金面での相談ですね、まあ、こういう面での支援、相談も受けて、そういう融資についての利子補給をしたりですね、そういう政策によって、できるだけ、そういう意欲のある方にですね、支援をしていきたいというふうに思うわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 私も、その最初の質問では、例としてね、そういうこともしたらどうかとあるんですけれども、私も、一人一人の生産者の方に、こういうことはどうですかということを聞いてまわったわけじゃない、私の1つの案としては、こういう機械の購入とかね、補助なんかも、例としては挙げましたけれども、実際やられている方が、やろう

としている方が、どういうふうな支援を望んでいるのかいうのをね、町長も、やっぱり、そういう今言われたように、中々把握しきれないところがあるんですね、ですから、それを一番知ること大切だと思うんですけども、旧の三日月町なんかでは、農業委員会で、その役割として、町としては、建議なんかも、町の農業としては、こうあるべきだという、細かくね、建議も出されたいということもあるんですけども、実際農業者の団体としては農業委員会や農協なりがありますけれども、そういう農業者の意見を吸い上げるというかね、そういうことも大切じゃないかと思うんですけども、直売所の下では、その、部会とかね、米作ったり、農業団体色々ありますけれども、その人の意見が行政に届くようなことをどういうふうに吸い上げるかということをお聞きしたいんですけどもね。それを知った上で行政は対策をしていくということですから。まず初めに農業者がどういうことを望んでおられるかということを知るの大切だと思うんですけども、その知る手立てはどういうふうにされますかね。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） あの、色々な活動、組織というものがあります。まあ、町にも、当然、今言われた農業委員会とかですね、農会長会があったり、農業に関係してですよ。それから、まあ、JAとかですね、まあそういう農業に対して、まあ色々関係している企業、まあ、そういう中でと、それから町としては、そういう生産団体の振興会を作ったりしてですね、色々な農業に取り組んでいただいている人から、直接いろんな、こういう作物をやってみたいとか、こういうことで、取り組んでみたいというようなね、そういうことで、新しい、例えば特産品を、こういうふうにつくりたいというふうな話についても支援をしたりしております。それと同時に、私も、まあ去年ですか、行いましたけれども、若手ですね、まあ農業を、これからやっという、今、頑張っている方、若手の方との懇談会をもって話を聞かせていただいたというようなこともしております、そういうこともね、これから、また続けていきたいなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、農業についてはね、意見を吸い上げて、やっぱり町政にいかしていただきたいと思います。

それから2点目のごみですけども、町長も最初に、ごみの、そもそも、その出るようなね、物をつくらない。基本、その政府の方でも言うている3Rで、その、そもそも1つがごみを生産自体で出さないいうのもあるんですけども、作った製品にしても、ごみ自身を出さないいうのが一番の基本で挙げているんですね。3つのRの内の1つ。それから、再使用する。それからリユースの再資源化する、その3つが基本的だと思うんですけども、これは、町長も、この点では、一番、一番やっぱり、その資源、そのごみを、そもそも出さないいうのが、基本だという、最初の答弁だったと思う。それで、確認してよろしいですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然、そのごみを出すものを作らないと。言えば無駄な物を作らな

ということが、その資源、今の地球温暖化へのですね、環境問題に対しても一番大きな効果のあることでありますから、それがまず一番だと思います。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） そういうふうには、その今、佐用町でね、出ているごみをどんな物があるかということを知った上で、それからごみの減量、何ができるかということをしていかなかったらあかんと思うんですけども、毎年、組成分析いうのをしているんですけども、6 つに分けておるんですけども、一番大きなのが、紙・布類ですね。だいた推移して14年ぐらいずっと一緒ですけども、だいたい紙・布類が 55 パーセントぐらい。その次に多いのがビニール類の 18 パーセント。それから3番目に厨芥類、生ごみなんですね。これが 15 パーセント、これは大きなとこ占めてるんですけども、まあ一番大きなところから、やっぱり減らしていく努力があると思うんですけども、先ほど、その紙や布類についてはね、その集団回収なんかもあるという、私らの集落でも集団化、子ども会なんかでね、ごみの集団回収なんかもして、未だもっと進んでるかなと、この数字見たらね、やっぱり紙なんかは案外多いと思うんですけども、集団回収、他に、もうちょっと、この紙・布類の中でね、やっぱり書類みたいな物があるのか、それから雑誌みたいな物があるのかね、それからパンフレットみたいな物があるのか、それ詳しく、もうちょっと分析した上でと思うんですけども、その点、もっと細かい、その紙・布類のね、分析は分かりませんか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長ですか。

[クリーンセンター長 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 失礼します。先ほどの金谷議員の質問ですけども、クリーンセンターでは、今、回収につきましては、燃えないごみと燃えるごみの2種類でやっております。それで、もう燃えるごみにつきましては、それぞれ集積場から入って来ますごみですので、もうそこで分別されておられませんので、紙が、どういう種類が入っているかというところまで、こちらの方では把握できておりません。はい。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） それをね、もうちょっと詳しくね、その調べる時でもビニールで、ずーっと広げて調べる。業者等は調べるような方法しているみたいですね。ですから、それで、大きいに、その6分類しかしてないですから、こういうふうには、紙・布類で一括でされてしまいますけど、実際調べる時には、いちいち、この広げて目で見て何ぼ、グラム計っていうのを、細こうに、その組成分析をされているわけですから、調べる気になればね、それは、もうちょっと、詳しくどんな紙が入っているのか分かると思うんですけど

も、その上で、そのごみを減らす、一番には、その紙・布類ですけれども、紙・布類を減らす集団回収なんかがありますけれども、その方策としては、町長、どんなことが考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、あの、これも使用に、この紙のパルプ原料がですね、高騰してですね、利用によって、非常に古紙・紙類が価格も上がって来てますね。ですから、そういう、回収業者等においても、非常にまあ、それを積極的に集めるということで、まちかど、いろんな所に勝手に持って来て置いてくださいと。それで回収しますというような形までして、今、回収をしております。で、今の、そういう資源化で集団回収というのは、一番大きな、私はまあ、取り組みとしては、これは更に続けていくべきだと思うんですけども、まあ、各企業においてもですね、例えば、私は、役場においても紙類というのは、できるだけ、それは資源ということで集めていて古紙業者に直接来てもらってですね、今、回収をしてもらって、後、それをトイレットペーパーとかですね、そういう形で、還元をしてもらっているという状況ですし、まあ、各、もう1つは、そういう、いろんな事業所においても、当然、そういう取り組みをしていただくと。後は家庭ですね。家庭においては、今後まあ、そういう、その環境事務組合、新しい、処理施設においても、分別をしていくんですけども、燃える、資源ができるごみについては、別途、その紙としてですね、回収ができるような形にすれば、そういう個々のごみを集めてくれば、それをまた、一カ所に集めて資源化していくということが可能だと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 今、町長言われたように、そういうふうになればね、その事業所なり、各家庭なりでも、集団回収になったら、私も集落ではね、年2回なんです。ですから、それ、ずっとためとかなあかんって、置く場所がないということもあって、その紙類がね、そのクリーンセンターに出されるのかなと。事業所にしても、その事業所なんか、大量の、その紙なんか使うダンボールなんかもね、出て来ることがありますから、そういうことがあって、その紙類が多いのかなと、私は思うんですけどね、ですから、そういう事業所なり、その各家庭でも細かく、その回収なりをされたら、紙の量が、今、町長言われたようにね、そういう政策とられれば減るんじゃないかと思うんですけども。

それから、マイバックのことで、そのビニール類にかかるんですけども、それで、これは、多分減るのは確実に減るんですけどね。それにしても、意識付けぐらいの感覚なんか、それともほんまに本気で、そのビニール類を減らすことがね、できると、その割合として、そういう感覚で、そのマイバック運動は取り組んでいるんですか。どういう感覚で、マイバック運動には取り組んでおられるんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵途典章君） まあ、毎日の買い物で、今まで各家庭においても、1日に、いろんな所で買い物すれば、そこで持って帰られたレジ袋も結構な量になりますよね。それは、それで、かなり削減はできるということですけども、しかし、それは全体から見ればね、

それは、どれだけの大きないっぺんに効果が出るわけじゃない。これは、今、議員お話のように、そういう現在の、こういうビニール類、化石燃料を使ったですね、こうプラスチック、こういうものがドンドン使い捨てになっている物、こういうことを、やっぱし見直していかなきゃいけないという、やはり、そういう意識付けをね、意識言うんか啓蒙活動の大きな1つの取り組みであろうという位置付け、これはやっぱし、一方、1つの柱として持っていかなきゃいけないと思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 次に生ごみの、3番目に多い生ごみ、15パーセントを占めているんですけども、その、それも生ごみについては、やっぱり重さがあるんですね。ビニールなんか軽い、紙なんかも軽いですけれども、生ごみについては、1つが、その重いですよ。それを増やすことによっては、やっぱり、ごみ質も悪いですからね、生ごみなんか、水分を多く含んでますから、その点で、燃やす時には、その助燃剤を使うというようなこともありますけれども、生ごみを減らすというのも、その施設を維持していく上ではね、重要なことだと思うんですけども、この生ごみを減らす、先ほど、コンポストなんかも取り組んでおられると言われましたけれども、生ごみ減らす施策としては、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） やはり、これは生ごみは、焼却じゃなくてですね、当然、元々、土、腐るといいますか、分解すれば、それが土に戻っていくものですから、それがあくまでも資源の1つの循環の処理方法だということです。ですから、まあ、そういう、これまでもコンポストということは、各、その佐用町のような家庭においては、土地があり、庭がありですね、それをコンポストの容器を置けばですね、生ごみは、そんなにごみとして出さなくても、そこで、もう肥料にしていけるという、そういう物です。ですから、そういう取り組みをね、やはり更に、こういう環境問題が、色々と、今、改めて大きく言われている中でね、町としては、もういっぺん、やっぱし、それを推進していくべきじゃないかなと思っています。私の家なんかも、ほとんど、大きな何も庭ないんですけども、その小さな所の土地にですねコンポストを2つ置いて、1年間それを交互に使ってですね、ほとんど生ごみという形では出さないと。結構、それによって肥料ができるということ。ただ、臭いとかね、虫がわくとか、それはあるんですけども、しかし、それは、ある意味では自然な状態だというような、私は、それぞれの感覚の違いはあるんですけども、そういう取り組みは、本当に、あの都市部ではね、中々それは難しいと。その容器を置く場所がない。臭いの問題とかですね、あります。それと、それを置けない所での、よく言われる、生ごみの小型の醗酵処理の機械ですね。こういう物も各家庭用という物もメーカーからも、今出てきております。それも上手に使えばうまくいってるところもあるんじゃないかと思うし、まあ、色々と問題も起きているところもある。まあ、そういう物についてですね、やはり、当然これから研究して、よりいい物が、これ普及さしていくようなことはね、これはやっぱ取り組んでいかなきゃいけないなど。それから、各事業所、例えば、私とこなんかの給食センターとかですね、また老人施設なんかの、毎日給食をしているような所。かなりのごみが生ごみが出るわけです。そういう所についてはですね、そういう醗酵処理、醗酵ができるような施設が、いい物をね、やっぱし性能のいい物を研究しなが

らですね、そういう所にも設置して、それこそ全体として循環型の、この地域をつくって
いかなきゃいけないという、これは、まあ1つの目標なんではないかなというふうに思っ
ておりますけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 町長、言われるようにね、そういう、色々研究して進めていって
いただきたいと思います。

次に、中小企業の振興条例のことですけれども、その、この度の議会でも、その立地、
その大きな法律で企業立地促進法ができて、それを受けて佐用町も条例改正したとい
うことだと思うんですけれども、その企業立地して、根本的なことをお伺いしたいん
ですけれども、佐用町のメリットというのは、一概にまあ、企業が来たら、人も増
えて投資もされるだろうと思うんですけれども、一番に企業が立地されて、佐用
町のメリットというのは何なんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、あの一言です。雇用、人が生活して行くためには、
安定した経済的な収入というものが必要なわけです。まあ、しっかりとした企業に
来ていただいて、そこが、まあ雇用の場としてですね、そこで生活の基盤ができ
ると、個々の個人としてもです。また、町としてもですね、それによって、当然
まあ、税収面でもですね、収入が、大きな収入が見込めるといって、非常に
経済的な効果というのが総合的に高いということだというふうに思っております
けれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まあ一般的にね、国の方としても、そういう政策で、ず
っと経済成長が続いていた時は、そういうふうにはね、地方に企業が来て、地方
の経済もなるということも言われて来たんですけれども、最近の例ではね、大分
県にキャノンの工場ができて、それキャノンは経団連会長の会社ですけれども、
工場は立つけれども、その中で働く人というのはね、ほとんどは派遣社員だとい
う、派遣社員用のアパートまで建てて来るんです。ですから、工場そのものの
固定資産税なりはね、それは、その当地に入るんでしょうけれども、実際、そ
の地域の社会経済自体が、その雇用によって潤うかという、実際、そうでは
ない状況ができてきているんですね。

岐阜県の、その調査があるんですけれども、県内企業の活動状況の展開とい
うのがあるんですけれども岐阜県に、まあ、岐阜県は愛知県にも、まあ近い
ということもあって、そういうふうな企業立地が進んでいるんですけれども、
進出企業と地場産業が、それぞれ地域経済にどの様な役割を果たしているか
を調べた研究結果があるんですけれども、進出企業が撤退率が高い。20年
もしないうちに立地企業の4分の1近くが撤退ないし廃止されると。来て
も、その地域で20年か、そこらぐらいでなるんですね。国際的に見ても、
今、中国で、その沿海部の上海なりが、ドンドン工場立地して、それが済
んだら、今度10年

ほでしたら、また内陸部に行くと、重慶なんかの内陸部に行く。それで、中国が終わったら、今度インドなんかはね、ほとんど企業としてはね、どれぐらいの、その、投資の期間を見ているかと言うたら、10年ぐらいだと言われているんですね。ですから、企業立地しても10年ぐらい。その焼畑経済なんかで言われることもあるんですけども、10年ぐらい、そのとこで安い労働力を使って、それが、ちょっと、その経済が上向いて来て、賃金自体が高くなって来た。余所へ、ずんずん回っていくという、そういう国際的なこともあるんですけども、先ほど言うた、岐阜県の例ではね、その20年もしないうちに4分の1が撤退し、それから誘致企業の、その地域経済の貢献度も調べた結果ね、大手技術企業が進出したんですけども、子会社工場と、それとほぼ同じ製品出荷額を持つ、その多治見と比較してもね、ほとんどその工場には、進出した企業には、本店の方から、また余所から、その製品を持って来て、その工場を組み立てるだけとかね、そういうことがあって、地域経済には、中々貢献度が少ない。一方で、その岐阜県の多治見の陶器の産地ですけども、多治見ではね、雇用効果として、分業が発達しておいて、県内に数多くの取引工場があって、10倍の、誘致企業の10倍の雇用を、その多治見、その産業では、多治見の工業組合では出していると、そういう結果もあって、元々地場産業のある企業を、その中小企業を応援した方が、地域経済が発展するという、そういう結果も出ているんですね。

ですから、その一番最初の質問ではね、中小企業こそ地域経済をね、今まで、ずっとしてきた、住民としてもやってきたし、地域経済も底支えして来たと思うんですけども、私は、企業立地を、その企業を呼ぶこと、誘致よりもね、今ある中小企業を応援する方が、佐用町の経済、全体の佐用町経済の発展には向いていると思うんですけども、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） あの、それはですね、そこの地域地域の状況、実情によって違ってくると思いますね。もう多治見のような、もう長年のですね、ああいう焼物、窯業なんかの地場産業というものがね、しっかりと長年の、こう積み重ねの中でできている所とね、例えば佐用町で、ほな地場産業を、じゃあ何なのかと。その農林、過去は、農林業が、今は大きな地場産業、それが今のような状況で林業1つにしても、今実際に成り立たないような状況で、新しい、そういうその、産業というものをね、こう生み出していかないといけないと。それは、企業が進出して、そこは1つの大きな工場として、企業としてですね、現在でも佐用町、これまで上月の団地にしても、それぞれ大きな企業じゃなくてもですね、1つの町内の企業として、皆、そこで勤めて、雇用の場として、ずっと今存在しているわけですよ。だから、私は、今、ここで活動していただいている企業、ここ、そういう企業に対してはですね、やはり、しっかりと、やっぱし町と連携をとって、この今の企業を、それこそどこかに、また転出するというようなことがないようにですね、引き続いて、ここで佐用町で活動していただけるように関係をつくっていかなくちゃいけないと。そこは努力しなくちゃいけないと思っております。

それから、その派遣社員とか、そういう問題が確かにあるんですけども、これも職業の自給と供給のバランスみたいな話で、非常にまあ、雇用形態についてもですね、日本の企業も、そういう形では、もう人が集まらない、人材不足の時代にもうなっているわけですよ。ですから、まあ、それは1つの経済の状況によって、色々と、その時代時代が変わってくるんですけども、やはり、企業というものも、立地、できるだけ、まあ、そういうしっかりとした企業に立地してもらおうということ。このことは、やっぱし、ある意味では大事だというふうに思っています。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、今まで言われてきたように、企業立地が、その地域経済にね、貢献するんだということが、中々今、現状ではね、今、多治見の例挙げましたけれども、言えないと思うんですね。

その、例えばテクノで、私、その企業がね、何社か来てますけれども、その中の、1つどこだと言えませんが、その派遣社員なり、そのアパートを建ててるんですけども、その人らは、そこに住民票はないんですね。派遣社員でないで、何期間の期間ですから、そこにおる。実際、そのテクノの企業でさえね、そういうふうな例があります。そのテクノが、その企業が来る時にね、地元の雇用は何パーセントぐらい。まあ100人ぐらいあるんですしたら何人。新宮と、まあ旧三日月ですけど、新宮、旧三日月なんかでは、ある程度、その雇用は、旧町毎に、その雇用は確保してくれということも、話も出た上で、その今現状ではね、そのアパート、余所からアパート建てて、そこに社員が住むと。住民票勿論ないです。そういう近くでも、そういう状況がありますからね、むしろ、ですから、企業立地いうよりもね、企業を呼んでくるよりも、その地域の経済を発展させるために、1つ中小企業は、経済ありますけども、一方ではね、今言われているのが、年金もらう方が増えて、年金の、その町の全体の経済の占める割合が増えていると言われているんですね。ですから、そういうこともあって、年金を、そのもらえる方は、町内で、そういうこともあって、それが町内で循環する経済になっているんですね。

そういう町経済もありますから、年金、例えばね、年金総額が、財政の3分の1に相当しているところなんか、佐用町もね、そこまでは言いませんけれども、恐らくその年金もらっている方が、佐用町で落とすお金というのは、そういう経済ずっと回っているという感じはあると思うんですけどね、それを支えるためにもね、一方では年金経済いうのがあって、中小企業も応援すると。それこそ佐用町全体の経済が循環する。余所へ、その利益を持っていかれてしまわない。本社が東京にあって、ほとんど東京で、グラフがありましたけどね、東京は突出しているんですね。大阪・名古屋なんか1パーセントでいうぐらいで、東京は4割ぐらい、ほとんど全国の富が東京に集中されているというぐらいなんです。地域経済はやっぱり、中小企業を応援することによって出て来るんだと思うんですけども。そういうふうに、基本的にはね、やっぱり中小企業も応援すると町長言われるんですけども、やっぱり基本は、そこに置いておかないといけないと思うんですけども、再度聞きますけど、中小企業を佐用町の経済の中心に据えると、そういう姿勢でやっていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） あの、議員の方は、その中小企業というのは、どういう企業のことを具体的にね、こう頭に置いてお話をされているのか、その佐用町において来て、進出してくる企業も、そんな大企業が来ているわけではありません。しかしまあ、これまでの誘致した企業もですね、今言われるように、ただ、雇用形態としてね、派遣とか、外国からの雇用というような面も、それは、ある程度、若干ありますけども、しかし、そういうしっかりとした、やっぱしそこは、雇用の場としてですね、働く場として、ずっと、そこで企業活動していただいている企業はたくさんあるわけですよ。ですから、その辺、その

何か、大企業の問題だけで、大企業、ほなら来てくださいと言っても、中々、その、それだけの規模、また人もいない状況の中でね、土地もない中で無理なわけで、あの、町内の、当然今いる、それぞれのいろんな分野で、いろんな経済活動をしていただいている、その企業、それがやっぱし健全に活動していただくことが、全体の佐用町の経済の、やっぱし、そこに支えていただいているわけですから、そこはやっぱし、しっかりと町としても、当然、支えていかなきゃいけない、協力していかなきゃいけないということだと思っております。

議長（西岡 正君） はい、残り5分です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その中小企業は、どういうことを思ってるのかで、その中小企業法では、そのちゃんと規定しているのはね、300人以下の、そのですわ。ですから、ほとんど農業についても、それから、今言われた林業についても、全てが、佐用町内にある、その事業所については、中小企業という位置付けなんですね。

あの、日本の産業別の就労の、そのどの産業に、どういう人が行っているかいうのを、統計もあるんですけども、今まで一番多かったのは、やっぱり農業なんですね。21パーセント、1990年代ぐらいではそうでした。今、一番増えているのは何が多いか言うたら、サービス業なんですね。それは佐用町でも一緒だと思います。そのサービス業の中身というのは、情報サービス、医療、福祉なんですね。そやから、病院の看護婦さんや、それから福祉関係で働く人が、サービス業としては多くなってきた。佐用町も、そういう産業の構造としてはね、どんな所で働いているかと言うたら、そういうことだと思うんです。ですから、そういう所、増えて来た所についてもね、農業も減ってきたんですけども、佐用町の中では、そういうことも実態としてはあると思うんですよね。サービス業が増えて来た。そのサービス業についても、やっぱり、それが増えて来る需要が、一方ではあるということですから、それも支援する。その佐用町にあった、産業構造の支援、その経済発展の支援をね、そこらに、どこに持って来るかという、私の質問の一番の根本は、そこなんです。

町長との似たような感じなんですけども、町長も、その経済も、その佐用町の経済を応援すると言われてる。そこをしっかりと持った上での、そういう政策につながるかどうか、最後の確認をして終わりますけれども、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） ですから、製造業だけが企業じゃないですし、よく言われるサービス業、今の形態としてはですね、特に、町内の色んな福祉施設がたくさんあります。また、医療施設もあります。そういう、そのところの、ケアをしていく、ケアワーカーでありますとか、看護師でありますとかね、そういう方の雇用っていうのは、非常に増えております。まあ、逆に、人が今、人材が足りないというような状況にまでなっているんですね。これから、益々、そういう人が少なくなる。だから、国としても、今、外国からでも、人を入れなきゃいけないというような、そういうことまで、言われるようになってきているわけです。ですから、まあ、佐用町のね、当然まあ、経済構造の今、状況というのは、

決して農業だけではやっていけない。林業も状況もこうですし、ですから、まあ、後は給与所得、また、今言われる、年金所得というのは、大きなウエイトを占めてきておりますしね、これから、当然、私らもドンドン、皆、定年を迎えてですね、その所得者、年金所得者が増えていくという中で、ただ、その人たちも、やはり、その町の、いろんな活動経済、活動の中でね、更に働いていってもらわなきゃいけないということです。ですから、そういう活動の場とかね、また、そういう経営について、町も、当然、いろんな支援制度なり、当然、また福祉制度だとかですね、医療制度、こういう中で、しっかりと、まあ、その条件、少しでもまあ、その働く条件もね充実していかなくちゃいけないと。そういうことで、支援をしていかなくちゃいけないというふうに思うわけですけど。

6 番（金谷英志君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） 金谷英志君の発言は終わりました。
続いて、8 番、井上洋文君の質問を許可いたします。

〔8 番 井上洋文君 登壇〕

8 番（井上洋文君） 8 番、公明党の井上洋文でございます。

通告に従いまして、まず最初に地域で取り組むアレルギー疾患対策について質問いたします。

花粉の飛ぶ季節になりますと、花粉症に悩む人は最近大変多くなっており、周りでもマスクをしている人をよく見かけるようになりました。私自身も数年前から春先になりますと目が痒くショボショボし、大変な思いをしている 1 人でございます。

痒くてたまらないアトピー性皮膚炎に苦しんだり、食べ物で激しいショック症状を起こす子どもを含め、今や、国民の 3 人に 1 人は、何らかのアレルギー疾患を持つと言われております。アレルギー疾患にはアトピー性皮膚炎や喘息、食物アレルギー、花粉症などがありますが、特に最近、花粉症の飛散量が多く、20 歳代前半では、約 9 割の人が既に発病化予備軍との調査が出ております。

しかし、いろんな症状が出て、どこに相談に行けばいいのか分からないのが現状ではないでしょうか。地域レベルで患者さんにとって、最も必要な情報の習得や、気軽に相談、受診できる体制づくりが求められます。

アレルギー疾患の実態調査及びアトピー性皮膚炎対策についてまとめた自治体もあります。慢性疾患でありますアレルギー疾患は、最新の治療ガイドに基づく一人一人に合った治療で、日常生活に支障がないよう、症状をコントロールすることが必要に思われます。

本町におけるアレルギー疾患対策の取り組みの現状をお伺いいたします。

(イ)としまして、各医療機関との連携。

(ロ)としましては、町の取り組みの強化。

(ハ)としましては、学校でのアレルギー対応の体制づくりはどのようにされているのか。

次に、改良が決定している国、県道の早期着工についてお伺いいたします。

今国会では、道路特定財源について、色んな論議がされているところでございます。今後、道路の建設は、容易ならざるものと予測されますが、そうした中で、せっかく要望が叶い改良等計画され、地域の皆さんにも大変期待されながら、未着工また途中で中断している所が本町においても何ヵ所かあります。

着工されない理由と、この間の取り組み、今後の具体策、具体策はどのようにされるのかお伺いいたします。

以上、この場からの質問は終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、井上議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初のアレルギー疾患についての情報提供や相談・受診体制ということで、各医療機関との連携についてのご質問でございますが、乳幼児期など比較的早期から発症が認められるものにつきましては、町内の各医療機関の協力を得て実施しております乳幼児健診等において、アトピー性皮膚炎、喘息、食物アレルギーなどの早期発見・早期治療に努めております。花粉症など成人後も環境の変化などによって新たに発症するものなどについては、町民個々の実態を把握することは困難でございますが、町広報などを通じて予防や対策など、情報提供に努めているところでございます。

ちなみに、平成 19 年度乳児健診の結果でございますが、4 ヶ月健診では、受診者 118 名の内アトピー性皮膚炎 2 名のほか計 17 名にアレルギー疾患と思われる症状がみられ、医療機関への受診勧奨を行っております。1 歳 6 ヶ月健診では、135 名の受診者の内、アトピー性皮膚炎 2 名、喘息 2 名、その他のアレルギー 6 名を確認をいたしました。そのほとんどが既にかかりつけの医療機関で治療を行っております。

3 歳児健診では、135 名の健診の内、アトピー性皮膚炎 2 名、その他のアレルギー 2 名を確認をいたしております。

次に、町の取組み強化でございますが、離乳食教室など発達時期に応じた乳幼児健康教室において、先ほど申し上げましたように、健診の結果に基づき、保健師及び栄養士による個別指導を行っております。また、一般住民に対しましては、あらゆる機会を通じて、随時に相談に応じております。

次の、学校でのアレルギー対応の体制づくりというご質問につきましては、後ほど教育長の方から答弁をしていただきます。

次に、国、県道の早期着工と、今後の具体策はとのご質問でございますが、住民が日常生活するに上において、道路の存在は非常に大事なものが、最も貴重な社会資本と言っても過言ではございません。国道、県道あるいは町道の相違があつたとしても、その価値は同様でございます。それ故に、道路改良にあたり一般的関係住民の要請活動を、あるいは町も、真摯に受け取り、真に必要な住民の福利厚生に寄与する道路改良は、財政的な課題はあるにせよ、順次、実施をしているところでございます。今後とも、十分に皆様の思いを受け止め、現場の精査も行い、慎重に業務を遂行していく必要があるというふうに認識をしております。

ご指摘のように、国では道路特定財源の使い道に色々と議論をされているところですし、県においては非常に厳しい財政状況に陥っております。これから新規に行われる道路事業については若干の先延ばしされることが予測されますが、現在取りかかっている道路事業については計画どおり整備が進められるように聞いております。

本町には、まだまだ道路整備を必要とするカ所が数多く残っておりますので、今後とも引き続き国、県に対して要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、簡単でございますが、井上議員からのご質問に対して、この場での答弁とさせていただきます。

後ちょっと教育長お願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。学校でのアレルギー対応の体制づくりについてお答えさせていただきます。

まず、児童生徒の現状であります。アトピー性皮膚炎や喘息、食物アレルギー、鼻炎、花粉症などで、特に学校で配慮を要する児童生徒の数につきましては、近年増加しているとの認識をしているところです。学校では年度始めに、保健調査を実施するとともに、家庭訪問等で詳細について確認をしたり、各行事、特に小学校では水泳等がありますが、そういう時に事前に健康調査を行うなど、随時状況を把握しているところです。こうした児童生徒の対応は、疾患の内容により異なりますが、特に、給食、食べ物に関しては保護者と相談の上、給食センター等と連絡を取り合い、アレルギーの元となる食材を取り除いた除去食や別のおかずに変えた代替食を提供しているところです。

また、運動、体育の授業ですね。それから、作業等については、保護者とまた本人と十分こう状況を考慮しながら可能な範囲で参加させるなどの対応をしております。

また、シックハウス症候の原因となるホルムアルデヒドにつきましては学校衛生の基準に基づく環境衛生検査を実施して、状況の把握と、その結果に基づき学校に指導しております。現状では、7校の内1部の部屋につきましては基準値を超えておりますが、いずれも目や喉に刺激や炎症を起こす数値ではありません。引き続き検査を実施するとともに学校に換気等の励行するよう指導を進めているところです。

以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 2番の、その改良が決定している国県道の早期着工ということからお聞きしたいと思うんですけども、まあ町長の答弁ありました。まあ、スムーズに進んでいるということでございますけれども、今回の質問の趣旨はですね、町長言われるのと違って、まあ、その国県道で、改良が計画されながら、やはり止まっている所があると。これは現実にあるわけですけども、これは手法としましてですね、その行政側と、また住民側とのですね、話し合いにより、そして、工事が始まるというのが、これは基本ではないかと思うわけなんですけども、それが止まっているということについてですね、どういう理由で止まる場合があるのか、あった場合には、その解決策としては、どの様にされているかということについて、大まかに全体的にお聞きしたいということで言ったんですけども、まあ具体的に言いますと、国道373号線で旧佐用町の上石井、ゆう・あい・いしいへ降りる、その降り口ですね、これは再三私もお聞きしたことがあるんですけども、これは事故が再三起こるということで、まあ、住民の方なりですね、その行政側の方からか、どちらかが分かりませんが、そこをまあ、改良しようということが決定されたわけなんですけども、これは、あの、大体10年前ぐらいに、私も、この議会に出させていただいて、その最初の時分にですね、この改良の、その設計図をですね見させていただいたんですけども、それから、2軒の内の1軒は立ち退いたけれども、後の1軒が、そのまま残っているという、その現状なんですけども、ここの、その止まっている、その理由ですね。

それと、止まっている、そのことに対しての、その対応の仕方、そこらの件について、

ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 詳しくは、また、建設課長の方から状況を説明させていただきますけども、まあご指摘のように上石井の改良につきましては、もうかなり以前から、非常にまあ、カーブがきつくてですね、また奥海への入口、交差点がですね、危険であるということで、あの辺の、そういうことも、交差点改良も含めたですね、改良をして欲しいという要望の中で県で、一応事業採択をいただいて、これは、多分、県単事業、課長ちょっと。

建設課長（野村正明君） 県単にされているんじゃないかと思います。現在では。

町長（庵途典章君） 今、県単事業ということで、今、進めていただいております。

で、あの、確かに、あの、その用地の問題、住民との関係ですね、まあ、これは基本的には、そういう、その合意はいただいた上で、事業に着手しているわけですけども、実際に、移転先も中々決まらないということで、全面的な工事が着手できないということで、これまで来ており、現在、そういう県の方ですね、予算について、実際の現場での着手ができていない事業についてはですね、若干、その県の行革の中ですら、事業が遅れていると、まあそういう、まあ話を聞いております。まあ、何とか町といたしましても、移転先についてですね、やっぱり地域の皆さんの協力をお願いしてですね、早く確定して、工事を着手していただけるように取り組んでいきたいと思うわけですけども、まあ、この国道 373 につきましては、もう既に、まあ姫鳥道、新しいバイパス、国道工事が来年の、来年中にはですね、完成してくるだろうという状況ですので、その点については、早く着手していかないとですね、取り残されるのではないかという危機感は、私も、それは持っております。

あと、ちょっと課長、もう少し詳しく。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） はい、今、町長が申されましたので、大筋は、それで結構かと思うんですけども、あえて申し上げるならば、正直申し上げまして、私、合併してからも、一度も、その本人さんには会ってございません。いうことは、どうしても、その移転先がですね、今でも、その方、結構な屋敷持たれておるんですけども、いわゆる、その農業委員会の関係ですね、その所望されているカ所が、ほ場整備地だというふうな中で、課題が大きいと。それと、更に言うならば、私が聞いているところでは、その今現在、息子さんになられているんですけども、お父さんの代には、結構な折衝があったらしいんですけども、息子さんとはですね、あまり折衝ができないような状況があったかに聞いております。それと、一方では、その財政的な問題がありまして、これも町長、申されましたけれども、姫鳥線ですね、これの、延吉にですね、ハーフランプができるということで、しかも、その無料であるという中で、22 年 4 月開通を目指しておるわけですけども、これができたあかつき、あるいは、それができるという可能性が、もう現実的になりましたの

で、こういう表現は、その失礼な言い方なんですけども、県としてもですね、一方で財政的な問題があるから、かなり難しい問題はですね、ちょっとしんどいなというふうな雰囲気は漂っているように、私は個人的には思っております。そういうふうな、ご理解をいただいたらと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） あの、大変失礼な話で受け止めましたんですけど、あの、やはりね、この道路をするということについて、やはり、まあ、町民と合意をですね、その計画をするわけですから、町民も期待をするわけですね。やはり、私も、石井に住んでた1人として、やはり、あそこは事故が大変多いと。まして冬場になったら、危ないとかいうことで、やはり期待も大きかったわけです。それが、今、課長が言われたようにですね、姫鳥ができるんでという、あま、その1つのね、ハードルができたようなこと言われるんですけども、これ、このことだけと違って、全ての道路をつくる場合にですね、その住民が、その当事者が立ち退きしなかった場合に、ただ、それだけで、10年ほどの間置いておくかというようなことではね、ええ話を持って来て、ああ改良してもらえんやなということで、そのまましぼんでしまうと。ですから、地元は、まだどうなっているんですかと。町の方は、どういうふうに行っているんですかと。県の方はどうなんですかという意見しか持っておりません。ですから、こういう問題が起きないようにですね、その計画された時点から、どのような方法したら一番、やはり、こういう途中で止まるような問題が起きないんだろうかということは、それは、あの、町の方としましてもですね、十分に理解されたと思うんですけども、その個人で行動が止まってしまうというようなことに対してですね、何か法的な、その措置とか、もっと、あの熱心にですね、個人とアタックするとかいうようなことは、これはされないんですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） あの、この該当路線につきましては、まあ、先ほど言いましたように、現実的には、私、本人さんには会ってませんが、度々ですね県に対しては、町としてもね、国県道であろうが、町が、やはり、その地元の町としてね、本人さんに会うということは大事なことです。いろんな路線でも、そうやってますから、県に対しては、用地課なりにですね、行きましょう、行きましょうという提案は、常にしているんですよ。それは間違いなくしております。ところが、いろんな、まあ要素があったように聞いとんですけども、県としてもですね、未だにですね、用地課が、用地課が単独では行ったようには聞いておるんですけども、何せ、井上議員のおっしゃること分かりますよ。一番当初にね、やはり地元からの、色々な要望あるいは、課題を整理して、計画して実施をすると。行政側がね。ところが、個々の交渉になりますと、やはり、いろんな個人さんには所有者には思いがありますから、それをですね、無視して工事というのは、基本的にはできないと思います。できないんですけども、最終的には行政の僕は責任やと思いますけども、町道であってもですね、根気良い粘り強い交渉を重ねていくというのは原点だと、これは不変のものですから、努力してまいりますけども、相手さんがね、どう思われるかというのは、これはまた、その方、本人になりきらんと分からない部分がありますから、そこら当たりで、県としても躊躇しているんじゃないかなと。

それで、一方では財政的な問題、一方では、本当に申し訳ないんですけども、姫鳥の問題がチラチラするなという感じはします。しております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） このまあ、石井の問題もそうですし、今、問題になってます、この県道若桜線の南光下三河線ですか、この信号の付近、ここも移転登記ができないということで、止まっている。止まっているというんですか、ストップしているためにですね、これ、あの中学生の通学路として、これ今、農道を通ってですね、大きく迂回をしながら、通学をしているという現状なんですよね。そこへ、その今度できましたバイパスを、その通学路として渡っていくために、そこが危ないということで、校長先生、朝早くからですね、そこへ毎日立っておられるというような現状なんですよね。ですから、ただ、そこが立ち退かないためにストップしているということだけと違ってね、やはり通学にも影響してくるというような、いろんな、その問題が生じてくると。で、まして、このバイパスが、三河のバイパスができて、まして信号もある。一旦停止もまだあるというようなことである。その旧道を、やはりイライラする人がですね、朝、その旧道を猛スピードで行くというような現状になっているわけなんですよね。ですから、そこらも考えて、その止まっている、ただ、そういうようにして移転登記ができないということについてですね、何らかの、やはり措置をしていただいて、一刻も早くですね、できる方法をとっていただかなければ、もしも事故でも起きた場合にですね、大きな問題になる思うんですけども、そこらどんなですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、私もね、今言われる、いわゆる三河バイパスの後、改良区間残っている所ですね、これは、あの、今までできた所を暫定的に昨年供用開始、まあ、これは早くして欲しいということで要望して、さしていただきました。それについて、確かに、まあ、途中ですね、交差点、通学路的な所の歩道ができていないとかですね、そういう若干問題が後から出てき、言われて、それも対応しよう、するようによく指示している。県にもお願いしているんですけども、後の、その信号までの間のですね、今までの昔のルートは山の方へずっと入って、新しいルートで付ける予定だったんですけども、県の方で、これは、まあ旧町時代に既にルート変更して、現道を、そこの部分から拡幅をするということで、町の方も合意をされたとの、ただ、住民は知らなかったということで、後、合併後、色々と、その住民から、私にも、色々と話があって要望があったんですけども、まあ、今の状況では、その県の案で何とか早く、その改良をしてもらうようにして欲しいということでお願いをして、まあ、合意をいただいてですね、後、そこについては、立退きの移転、移転していただかなきゃいけない家が6軒、7軒かな。

建設課長（野村正明君） 7軒ぐらいだと思います。

町長（庵途典章君） が、あるわけですね。それは、基本的に合意もいただき、地元でも協力をいただいてですね、ただまあ、それはかなり、それが7軒もの移転をしていかないとですね、工事が進まない、できないんですけども、それは、順次これはやっていただ

くということで、それをすることによって、下から、西下野から上がって来ている改良と、山崎への交差点とですね、今のバイパス、これまでできてきたバイパスと連携して、一応、全ての工事が終わるといことになるんですけどもね、その移転登記ができないから、それができてないというところは、そこは、私、ちょっと聞いてないんですけども、具体的に、そこはどういうお話なんでしょうか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、あの地元の方からお聞きしたんですけども、やはり1軒何か立退きができないというような所があるんじゃないんですか。また、それいっぺん、それ確認しておいてください。

建設課長（野村正明君） ないです。契約されたと思います。今、おっしゃっている方は。

8番（井上洋文君） まあ、あの、町民の方にもですね、また地元の方に、特にまあきちっとした説明を、またひとつ、よろしくをお願いします。

そういうふうにして、やはり、あの長年にわたってですね、そういう、あの道路ができるということで、まあ期待されている皆さんですのでね、何とか、そのやはり予算も立たないということも、これは一番の大きな問題です。これは、県の新行革にかかっている所もありますし、これは理解できるんですけども、やはり期待を持たしてですね、予定しておいた所が、余りにも長く着工されない。また、その町民の1人のためにですね、公道であるべい国県道がですね、そのまま改良されんと止まってしまうというよなことのないようにですね、これ、あの1つお願いしたいと思います。

その、また元へ戻りますけども、その上石井の件についてはですね、これは、どんなんですか、ご本人がですね、その今、言われたよにですね、自分の、その行きたい所に、その行ってもですね、その隣地の方の方の同意が得られないというような、そういうふうなことが、やっぱりあるわけですか。どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。はい。

町長（庵途典章君） これ、旧町時代にですね、それぞれの担当が、色々と話をさしていただいて、あそこはほ場整備をされたとこなんで、上石井のほ場整備組合の役員の皆さんにもですね、お願いをして、その1軒は、そういうことで立退きが既に完了してですね新しい家が立っているんですけども、まあ、あのもう一方につきましては、希望されている所がですね、どうしても、中々、隣地、今言われるようにね、隣地も含めた農地の関係の問題の中でですね、難しいと。じゃあ、他の所は駄目だと。できれば他の所ということをお願いをするわけですけども、他の所では駄目だというような、そういういわゆる話がですね、そこで膠着をしているという状況だというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） まあ、あの、これ2軒あったわけですよ。2軒あって、その1軒は、もう立退いているわけですよ。ですから、その1軒の方は、まだ立ち退いてないと。ですから、1軒の方がですね、その様にして協力をしていただいておりますよ。協力して、まああつこ広げていこうということで、立退きされたんですけど、1軒が、全然、その立退きしないということであればですね、これは、あの立退きされた方に対してもですね、やはり、あの、そこら喜んで立退きされとうか分からんし、泣き泣き行かれとうか分からんのですけども、やはり、当初、その立退きということであればですね、やはり、もっと、やっぱり説得をしていただいておりますね、話を進めていただくということを1つお願いしたいと思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 確かに、私もですね、そこは県の事業で、後立退き先というものについてもですね、もう決まってから、工事が始まってから、私も知ったというようなところがあるんですけども、後から、まあ私担当者にも、色々と意見も言ったんですけども、まあ2軒の方がね、立退きをお願いしないかと。やはり、そういう中で、全体、立退き先については、ほ場整備もされたような地域の中で、新しい宅地をつくらなきゃいけないと。そうならば何でね、2軒まとめてね、同じ所、同じ様にどこかに、きちっと2軒分の宅地をつくるような話をね、一緒にしなかったのかと。本当は、そういう話の仕方だと思っておりますね。それぞれが好きな所という希望もあると思っておりますけれども、どこにおいても、その簡単に、じゃあ、それでいいというわけにはいかないということがあるわけですね、やっぱり、そういうことも状況も、やっぱり想定してですね、やはり、そういう事業を行なう時に、できればね、一緒に協力して、新しい、きちっと立退き先を決めて、そういうことをしてから、実際には着工していかなくちゃいけないわけなんで、そういう話の交渉の仕方ね、事業の取り組み方、こういう点にも答弁の反省点はあると思います。

ただ、まあ、もう1軒は、もう既に立退き、自分の行かれる所に行ってしまうと、全く違う所に希望されておりますのでね、まあ、その点については、できるだけ早く交渉する。私も担当者の方にはどうなっているんだということで、県に早くお願いして交渉してくれという話は、したところなんですけど。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） はい、分かりました。

ほな、1番のアレルギーの件についてお聞きしたいと思います。

今、各医療機関との連携ということなんですけれども、これ町としては、どんなですか。あの、この専門医がですね、どこにあって、どういう機関が、病院が、このアレルギーに対してですね、喘息、またアトピー等について、一番、やはり適しているかというようなことについての、やはりパンフレット等、これ取り寄せてですね、この保健福祉センターぐらいに置いておくというようなことはされているわけですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） いえ、健康課長。

健康課長（井村 均君） はい、行っておりません。申しますのも、やはりどうしても、かかりつけ医の先生方に、色々と見ていただきまして、その後、かかりつけ医の先生の方が手におえんというようなことになりましたら、紹介をしていただくような状況だと聞いております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） このアトピー等についてもですね、まあ、私もそうですけども、友達もそうなんですけども、中々、やはり、この地元の病院では、やはり、専門的な機関がないので、転々としていると、まあ、実際にどこへ行っていいんやら分からんということなんでね、できれば、専門医がどこにありますよっとぐらいのことはですね、やはり問い合わせがあった場合には、できるような配慮はしてもええんやないかと思うんですけれども、そこらのことはどうですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も、子どもが非常に酷いアトピーでですね、いろんな病院へ掛ったという経験を持っております。で、今、井上議員言われるですね、専門医とか、ここがいいとか、その色々情報も収集してですね、いろんな治療をしたんですけども、そこにぴったし合う人と合わない人があり、中々、そのどこがいいから、その人に合うかというわけには、いかないのが、このアレルギーの患者のですね、特徴じゃないかと思うんです。ですから、町として、どこがいいですよというような、当然ことをはっきりとね、ここへ行きなさいというようなことが、中々言えないと。ただ、まあ、看護師、保健師なんかもですね、相談でいろんな情報の中で、こういう所が、こういう症状の場合には、治療が、こういう治療の方法でやっておられますよとかね、そういう相談は、当然受けてると思いますけれども、正式に、例えば、医療機関とかね、そういう物を一覧にして、ちゃんと掲示するとか、そういうようなことまでは、当然できないというのが現状です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） はい、分かりました。
ほな、あの特に今回の質問は、学校でのアレルギー対応の体制づくりということについてお聞きしたいと思います。で、あの、学校でですね、今大体そのアレルギーにかかっている児童生徒は、どのくらいあるのか、その実態をつかんでおられるか、ちょっとお聞き

したいんですけれども。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） それでは、あの、小学校・中学校全部で 14 校であります、アトピー性皮膚炎、これが見られる、6 月 5 日現在 51 名。喘息が 32 名。食物アレルギーが 43 名。その他で 41 名。合計 167 名。全生徒が 1,590 人で、167 名いうところで、今、把握しております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） これ、あの、平成 17 年度のですね、アレルギー調査いうて、佐用町教育委員会がされとんですけれども、そこでは、食物アレルギーが 53 人。薬アレルギーが 14 名。花粉症が 171。アトピー性皮膚炎が 109 名。喘息が 70 名と延べ 417 名という数字が出ておるんですけど、これはどんなんですか、今、教育長言われたんと、あまりにも違いすぎるんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 17 年度の、ちょっと調べにつきましては、ちょっと私の方見ておりません。

で、先ほど申しましたのは、学校で配慮を要する生徒というケースということで、ご報告させていただきました。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） あの、6 年の 12 月の神戸新聞です、子どもの喘息 10 年で倍になっていると、10 年前と比べて 2 倍以上増えているという報道あるわけですが、また、他の新聞等につきましても、特に喘息、アトピー等が児童生徒の中に増えているということなんですけれども、このアレルギーに対して、その学校内でですね、校長先生をはじめ、教師や保健の教師がですね、研修をされたりするようなことは、されているわけですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） あの、研修ということ、その前段です、小学校は、まあ保育園から、また中学校は小学校からという、その学校医健診、更には、掛り付けの医者等からですね、この子については、こういう傾向があるから注意して欲しいとか、こういう食物は食べさせないでくださいとか、そういうようなことの引継ぎ、それらをですね、年度

当初には、各学年、どういう生徒がおるかとか、そういうことを、それぞれの学校で、職員会議を通じてですね、周知徹底して、その子ども達の先ほど来言いましたように、運動は、どうなのかとか、作業はどなのかとか、給食はどうなのかとか、そういうことにつきましての意思疎通を図っていると。これは、どこの学校もしております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 具体的に、ちょっとお聞きしたいんですけども、アトピー性皮膚炎についてですね、兵庫県内の取り組みについて、ここに出ておるんですけども、本町として、どのぐらいのパーセンテージかということで、ちょっとお聞きしたいんですけども。アトピーについてですね、掃除当番、飼育当番等について配慮していると、また体育の授業や運動会への参加の際に配慮している。学校への持参薬の確認をしている。それから、アトピー性皮膚炎のある児童生徒の周知や管理状況、心理について教職員の共通理解を図っていると。また、児童生徒本人に対して、アトピー性皮膚炎の症状、（聴取不能）予防のための体育見学、清掃の内容の配慮や薬の使用等についての理解のための指導をしているおか。また、温水シャワー等の設備の充実を図っているというようなことがですね、まあ、これ統計が出ているわけなんですけれども、町として、こういうことに対しての配慮は、教育委員会としてはされていると思うんですけども、そこらいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど来申しましたように、いろんな子ども達には、健康状態がありますので、学校で気付いたら学校側から、教師側からですね、今日は、作業を皆、外で草を触ったりですね、そういう作業をしている時に、違う作業をさせたりですね、そういうことありますし、また、逆に、子ども、それから親からですね、そういう状況を事前に知らされております時には、その様な割り振りをしてですね、できるだけ皮膚が被れないようにするような手立てはしているところです。温水シャワーが、ちょっと私の方、掌握してないんですけども、瞬間湯沸し器的なですね、物を、シャワーは全部付いておりませんので、保健室やとか、そういう所の瞬間湯沸し器的な物ですね、対応しているところです。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） そういう1つの学校でですね、このアトピー、今アトピーの例を出して申しましたけれども、食物アレルギーとかですね、それから喘息等についてですね、こういう症状が起きたら、こういうことをするんだというような、1つのマニュアルみたいなものは、やっぱり作っておられないんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。教育長。

教育長（勝山 剛君） マニュアル的なところまで教育委員会で作ってですね、各学校へ

配布しているということはありませんが、まあ、国とか県とかで健康に対するですね、アトピー性皮膚炎であれば、こういう症状が出ますよとか、こういう対応をしてくださいとかいうような、そういう資料ですね、そういう物は各学校に配布して、特に、養護教諭を中心としてですね、校内で意思疎通を図ったり研修をしている、そういうのが各学校での現状でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） その文科省がですね、文科省が監修し、学校保健会が作成した、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが、全国の教育委員会、学校などに配布され、アレルギー疾患のある子ども達を学校や園でどう支えるかという視点での取り組みを現場に下ろしているということなんですけれど、これは、やはり下りて来ているわけですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、そういうガイドライン的な物がですね、が、いろんな、まあ健康関係だけじゃなくって、危機管理やとか、そういうことも含めてですね、ガイドラインが下りてきておりますので、それは学校に配布し活用しているところです。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 特にですね、今年の4月、まあ、それが、ただ、机上の問題ということだけではなくして、具体的にですね、どのように行われているかということが、もう一歩深くですね、具体的に取り組みがされているかどうかということで、ということですね、各学校で作成しなさいよということで、教育委員会の方へ来ているということではないんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 具体的なことを、ちょっと分かりませんが、学校の方で、ちょっと話がそれるかも分かりませんが、まあ、学校の保健関係は、特に、子どもの健康、状況、それは大きな学校経営している中で、大切なことですので、年度当初各学校は、特に子ども達の状況、これをしっかり把握しながら、また学校医等々との協議も進めております。そして、学校保健委員会をつくっておりますので、年間に少なくとも1回。できれば学期に1回。こういう学校の保健委員会を開いて、そこそこの学校の課題とか、そういうものにつきまして協議を進めているところです。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君）　　まあ、あの、具体的に、この特に食物アレルギー等について、この栄養教諭とか廃止されたりしてですね、今後具体的に取り組んでいただくようになると思うんですけども、このアレルギーというのは、本当に大変、やはり子どもさんについては、そのいじめの原因になったりですね、また不登校の原因になったりする場合は、おうおうにして、やっぱりあるということで、特にまあ、アトピーなんかの場合は、きたないとかいような、そういうことですね、友達からいじめを受けるというケースもやっぱり出て来ているということですのでね、これは、今までは、こういうことに対しては、あまり、個々には、その対応されてたと思うんですけども、教育委員会として、きちっとした、そのガイドラインが出てですね、1つのやっぱりマニュアルを作って、学校全体が、その子どもさんに対してですね、認識を持っていくというようなこともですね、やはり先生含めて、児童もやはり、講習なり研修をですね、やっぱりしていくことが大切やないかと思うわけです。

で、特にまあ、県の方の、この取り組みということで、出ているんですけども、先ほどアトピーの件で申しましたけれども、具体的にですね、やはり、その子ども、その子どもにあった、その対応の仕方というのをですね、今後、つくっていかねばいけないんじゃないかと思うんですけども、まあ、学校だけでですね、これはできるものでもないし、学校と、また担当医、また父兄とですね、1つ、このアレルギーに対しての、この懇談等を持ちましてですね、対応していただいたらええんやないかと思うわけです。で、あの、ただ、好き嫌いだけでですね、先生の中にも好き嫌いだけで、やはり、あの食べないというように認識されているような先生もいらっしゃるんじゃないかと思うし。ちょっとしたことが、その子どものですね、大きな、やはり心の痛手になったりする場合がありますね、どうか、このアレルギーについて、色々まあ、今後検討していかれるということになると思うんですけども、ひとつ力入れていただきたいと思うんですけども、その点についていかがですか。

議長（西岡 正君）　　はい、教育長。

教育長（勝山 剛君）　　はい、今、井上議員がおっしゃいましたように、まあ、特にアトピーの皮膚炎、こういうものがいじめにつながるとか、人間関係につながるとか、これは重々理解しているところでありますし、また、子ども達の、こういうアトピーと言いますか、喘息とか、食物アレルギーとか、これもありますが、学校の先生もですね、そういう先生が、結構おります。もう海老類は一切食べられないとか。そういう卵が一切食べられないとか、こういう先生もおります。ですから、まあ今までと違いましてですね、近年は、そういう食に対するものとか、そういうアレルギーに対する考えというか、これは非常に、私は敏感になっていると、その様に捉えております。

しかし、最初に言いました、そういう、そのいじめの問題とか、そういうことにつながるという危険性は大きいものがあると、そういう認識をしておりますので、今後できるだけ、より良い方向にですね、考えていきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君）　　以上で終わります。

議長（西岡 正君） 以上で、井上洋文君の発言は終わりました。
ここで、休憩をいたします。11時30分まで休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開します。
続いて、18番、平岡きぬゑ君の質問を許可いたします。

〔18番 平岡きぬゑ君 登壇〕

18番（平岡きぬゑ君） 18番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。私は、3項目の質問を行います。

まず1点目は、歯科保健センターの運営充実について伺います。

南光歯科保健センターは予防と治療を一体的に行う施設として、1982年に厚生省の過疎地域診療所設置の国の補助金を受け建設された施設です。全国的に広がっております歯科保健活動の8020運動のモデルと言われて来た歯科保健センターの特徴は2つ。

その1つは一般の歯医者さんに行きにくい町民を最優先に治療すること。具体的には、寝たきりのお年寄りや、重度心身障害者の方々を訪問し診療。また乳幼児や遠くに行きにくいお年寄りの診療にも力を入れてきました。

もう1つは、歯科予防を最優先に取り組んできたことです。母子手帳を発行した妊婦さんを対象に役場の保健師や栄養士などが健康教室を行い歯科保健センターの歯科衛生士が妊婦さんと生れてくる赤ちゃんの歯の健康指導をする。赤ちゃんが生れてからは、定期的にお母さんと一緒に健診を行い虫歯にならないように、歯のブラッシングの指導をしてきました。保育所にも出向いて保育時間の中で、子ども達の歯ブラシ指導を行ってまいりました。小学校でも授業の中に歯の教室を設けてもらって、歯科衛生士が出向いて歯の大切さについて話をし、虫歯にならないように指導、こうして子ども達の歯の予防教育を一貫して行ってきました。成人に対しては、町ぐるみ健診の中にいち早く歯の健診を取り入れ、歯槽膿漏の早期発見と早期治療に努めてきたところです。乳幼児から成人までの一貫した歯科予防活動をして来た中で定期的に健診を行い、早めに予防の処置を取り組むことによって、自分の歯を一生保つことができることが明らかになりました。そして、80歳になっても20本以上の自分の歯を保持することができるし、そのことによって健康的な食生活と社会生活が送れることも実証的に明らかにされました。

全国の8020運動の先駆けとして注目を集めるようになり、厚生省ああ、厚生労働省が21世紀に向けて国民の健康づくり運動の指針として打ち出した健康日本21の中でも成果が紹介されています。また1997年に国会の参議院厚生常任委員会でも取り上げられ、南光町の歯科保健対策は大変いいことなので、全国に広げたいと当時の厚生大臣が答弁し、国の補助金制度ができ、現在では、全国の60カ所以上に歯科保健センターが整備されています。歯科保健センターの活動は、旧南光町では、23年間の活動の中で町民の歯の健康づくりの拠点として定着してまいりました。

しかし、新町に引き継がれた現在の歯科保健センターの実態はどうか。

まず、スタッフは旧町時に常勤2人と臨時1人の歯科保健衛生士の体制が歯科衛生士、現在1人という状況であり、新町の住民を対象にした歯科保健活動が行える体制とは言えません。庵途町長は、佐用郡発祥の8020運動を活発にしますと選挙で公約されています

が、公約に照らしてどうなのか、次の点について実態を明らかにして見解を伺いたいと思います。

まず①つは、町の健診、歯科検診の後の指導の実態についてどうなのか。

②点目は、保育園、小中学校での保健指導の実態について。

③点目、寝たきり者の往診実態について。

また、現在、治療が受けられている住民は、引き続き歯科保健センターで治療活動を継続して欲しいと要望されています。また、欠員になっている歯科衛生士の補充は現在どうなっているのか、早急に確保できる見通しはあるのか。

最後に、乳幼児からお年寄りまで新町全ての町民の歯科予防が定着するよう町営の施設として充実することが必要だと考えるものですが、町長の見解を伺います。

2項目目は、パソコン操作講座の開設について伺います。パソコンの基本操作講座を旧町毎に開設して欲しいという要望を町民の方、特に高齢者の方から聞いております。光ファイバーの全町普及はパソコンを使ってインターネットを高速で見れることが、把握できるように、接続できるようになるなど便利になりました。パソコンの操作ができれば、様々な情報を得て生活に幅ができると思います。

まず①つに上月地区には、6月号の広報でパソコンで遊ぼうと、受講生の募集が行われておりますが、旧町毎に全町で実施できるよう検討する考えはありますか。

②つ目に、旧町毎に、旧町時にパソコン教室がありました。その時使用したパソコンの有効活用で初心者向けの講座が実施できないか検討していただきたい。

③つ目には、現在学校にあるパソコンを活用して入門初級講座が上月で6月実施されておりますけれど、全町域で旧町単位で実施できるよう検討を求めたいと思います。

3項目目は、昆虫館の運営についてです。今年、3月末で閉館した県昆虫館は、県から町に譲渡される。また、運営は、NPO法人子どもと虫の会が行うとの報告を受けているところですが、今後の運営について、町の管理責任はどうなるのか伺いたいと思います。よろしくご回答をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問に答弁させていただきます。

まず、歯科保健センター業務についてのお尋ねで、町の集団健診での、歯科健診後の指導でございますが、事後に行なっている結果説明会におきまして、歯科衛生士による説明と集団指導を行なっております。また、その際、町内8箇所の歯科医院など、かかりつけ歯科医院への受診を勧めている状況であります。

次に、保育園、小中学校での歯科保健指導の実態でございますが、町内12保育園と4中学校につきましましては、全て歯科保健センターが指導を行なっております。小学校では、南光地域の3小学校につきましましては歯科保健センターが、それ以外の小学校につきましましては、それぞれ学校歯科医等による指導となっております。

次に、寝たきりの方への訪問診療でございますが、歯科保健センターに限らず一般の歯科医院でも対応が可能であります。平成19年度に歯科保健センターが実施しました件数は、訪問診療8件、訪問歯科衛生指導5件、訪問歯科相談20件の計33件でございます。

次に、引き続き地域住民は、治療活動を継続することを要望しているがということでございますが、発足当初から障害者や高齢者及び乳幼児などを中心とした診療を行なっており、現状においても毎週木・金曜日の2回の診療を維持しております。

次に、欠員となっております歯科衛生士についてということですが、再三の募集を行っておりますが、現在のところ応募者がございません。利用者には、ご不自由をかけないよう調整し、また、健康課でも、出来る範囲の対応をいたしております。今後も、資格の範囲を広げるなど、補充に努めてまいりたいというふうに思います。

次に、乳幼児からお年寄りまで新町すべての町民の歯科予防が定着するよう町営の施設として充実する考えはあるかとお尋ねでございますが、町民すべてに歯科予防が定着することは、行政として最も目指すところでもあり、積極的に歯科保健事業の推進に努めてまいりたいと思っておりますが、先ほど述べましたように、町内には歯科保健センターをはじめ8カ所の歯科医療機関があり、町民の方々は、それぞれかかりつけの歯科医院で予防と治療とを一体化した取組みを行なっていただけ、非常に恵まれた環境であるというふうに認識しております。今後も、それぞれ開業しておられる先生方の協力を得ながら、町営施設としても、現在の歯科センターの運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、パソコン講座の開設についてのご質問にお答えをいたします。

①点目のパソコン講座を全町で実施する考えは、とのことですが、合併協議において、旧各町での講座の実施状況を掌握するなかで、受講者が減っているという実態をふまえ、一会場に集約して実施することにいたしました。現在、全町を対象に上月支所を窓口を実施しておりますが、定員20名に対して12名と定員に余裕があります。受講者の地域内訳は現在、佐用が8人、上月1人、南光2人、三日月1人となっており、講座会場は上月地域であります。全町での実施というふうにご理解をいただきたいと思っております。

次に、旧町時に使用していたパソコンで初心者講座をとということですが、パソコンは、平成12年度に購入したもので、大半が使えなくなっておりますが、使用できるものは、現在も高年大学等で初心者向けに活用をいたしております。

また、学校のパソコンを活用した講座の検討をとということですが、初級者コースで上月中学校を利用させていただいております。以上のような受講者の状況でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、昆虫館につきましては、NPO設立発起人や三河地域の自治会の方々のご意見を聞き、県と協議をしてきた結果、NPOの活動計画を踏まえて、子どもの自然体験学習を主に、地域づくりや環境情報発信の施設として活用する方向で手続きを進めております。

現在、県から普通財産として無償で借り受けており、10月を目途に無償譲渡を受ける予定でございますが、その譲渡契約においては、用途制限と今後概ね10年の使用継続が求められております。譲渡後は、佐用町が、町立施設として管理運営条例を設置し、NPOを主体に運営をしていただき、昆虫展示や環境学習をする施設として運営する具体的な事業内容や、その経費等については、今後、NPOの設立、NPOの方々と協議をしながら調整をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁といたします。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） はい、まず最初の歯科保健センターの運営充実の関係で、先ほどの答弁について、再度伺います。町の健診後の歯科検診後の指導の実態なんですけれども、結果説明会と掛りつけ医の受診を勧めているということなんですけれども、あの、今年から健診の名称も変わって、体制も変わってきたんですけれども、従来までの状況で結構なんですけれども、歯科検診をした後、事後指導ということで、葉書による通知をして、いわ

ゆる掛りつけ医に受診をしてください。その時だけの説明ではなくって、結果説明会だけではなくって、そういうことをされた経過があるんですけど、現在というか、それは一度だけなんでしょうか。合併してからのことなんですけれど、葉書を受けて受診者が掛りつけ医、歯科センターではありませんけれど、民間の歯医者さんに行かれる人が増えたということも聞いているんですけど、そういう行政としての事後の葉書のお知らせっていうのは、どの様な実態だったんでしょうか。まず、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。ああ、失礼、健康課長。

健康課長（井村 均君） 事後の説明会と通知は1回だけでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） いや、説明会というのは、毎年行われる検診は1回ですから、それは、その都度やられたということなのか、これまでの内には1回しかやっていないということなんですか、もう一度お願いします。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） あの、19年度までは、今、議員が言われたように、通知1回、それから事後指導につきまして、事後の予防等につきましては、その個人で、その状況によりまして何回か通われとう方もありますけれども、その通知につきましては1回。それから、20年度、今回からにつきましては、特定保健指導という形で、まあ、今までも歯科の、その検診につきましては任意だったわけですね。受けた人が受けていただいていたというのが状況です。そやから、今まで町ぐるみ健診では3,600人程の方が受けておられましたけれども、歯科検診につきましては、平成19年度で880人程度だったと思います。それで、今回、20年度からは、直接、歯科医の先生、人数が、今、社保とか他保の関係で、国保しか南光地区しか受診しておりません。そういった関係で、約半分ぐらいに落ちております。それで、南光地区では、1カ所で約40名程度と聞いております。そういった形ですので、その場で先生の方から、色々と、その指導と、その結果を説明していただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） ですから、その葉書による通知っていうのは、やっぱりその時の説

明もそうですけれど、丁寧な対応ということで、それは実際はできてないということなんです。1回だけして。そうなんです。はい。

歯科検診、歯は、まあ、ずっと大事に予防していくことによって、一生使える物ですから、そういう点では、検診後、説明と合わせて、来られなかった人については、ちゃんと葉書で通知するとか、そういう丁寧な対応が必要だと思うんですけど、これからどうされますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） いや、合併後、僕ちょっと取り違えておったんか分かりませんが、合併後におきまして、その一般の健診の通知と合わせて、そこに入れて報告させていただいております。結果通知は。そやから 19 年度だけやっとなんかという意味じゃございません。やっております。それで、その内容につきましても、掛りつけ医に、歯科センターへ全部来てくださいますというわけにはいきません。やはり、それぞれの合併しましてからは、掛りつけ医の先生方も皆さん、掛りつけ医の所へ行って見てもらうのが一番でございますので、そういった形で、報告して、それぞれの掛りつけ医の所で相談なりされておると思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） ええっと、そうですか。

あの、2つ目にお聞きした、その保育所、小中学校での保健指導の実態なんですけれど、まあ、保育所の方については歯科保健センターの方で対応しているということなんです。歯科衛生士が減っている実態の中で、どのような形で、その保育園に対して歯科センターは、その対応しているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 今現在につきましましては、歯科衛生士が1人になりましたので、前は、振り分けて行っておったんですけども、在宅の雇い上げ歯科衛生士の方に行っていたいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） その在宅の歯科衛生士さんなんですけれど、いわゆる在宅ですから、時間給の対応だと思うんですけど、大体平均的でいいんですけど、どれぐらいの賃金で、どのような、在宅の対応がされたのか、具体的にお願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 在宅の方につきましましては、半日という形で、19 年度まで 5,600 円だ

ったと思います。時間給やありません。半日 5,600 円という形でお願ひしております。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 在宅の関係でやっているということなんですけれど、中学校、小学校、中学校の関係については、学校医さんがあるということで、歯科センターの対応はされてないというふうに報告受けたように思うんですけど、南光以外の学校については、そういう実態だということなんですけれど、保健指導の中で、先ほど冒頭で言いましたように、学校の中で、その歯科医さん、民間の歯医者さんですけど、どういう形の学校医さんの対応というのか、そういうのは、行政の方では、つかまれていますか。

[教育委員会総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） 教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） はい、町長の方から報告さしていただいた中では、ブラッシング指導等については、中学校については、歯科保健センターの方の指導をあおいでいます。それと、旧南光地域の小学校についても、あおいでます。後は、その校医の、歯科の校医の先生の指導で、それを受けて、学校には養護教諭がおりますので、養護教諭が先生の指導を受ける中で、個々の学校の現場での指導をしております。学校につきましては、例えば、年に 1 回指導を受けて、歯磨きとか、そういうことが身に付くということではありませぬので、いろんな場合を、色んな機会を捉えて、衛生士の方が、現実的には指導をしているというふうな状況です。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） ということは、年 1 回の健診だけではなくって、民間の歯医者さんも、毎回というか、回数を重ねて指導をされているというふうに理解してよろしかったんですか。

[教育委員会総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） すいませぬ、歯科衛生士じゃなしに、養護教諭が指導をしているという実態です。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） はい、寝たきり者の往診の実態について、先ほどご回答で 19 年度実施訪問件数 8 件と。それから、治療が 5 件ですか。全部で 33 件という回答があったかと思うんですけど、この実態というのは、寝たきりの方の町内全町の状況からすると、どういう割合になるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） その今、色々な形で、その情報、情報じゃなしに、個人情報の関係で、私どもの方に、その寝たきりの状態という名簿なんかは、今、入っておりません。そういった関係で、この実態につきましてはヘルパーさん、あるいは、保健師等が、その訪問した時に、そこの患者の方が、こういったことを要望されておりますよというような情報を得て、そこに行ってるような状況でございまして、全体の割合では、今、寝たきりの状態でしたら、介護保険とか、色々、その辺の数字で割ってみな分かんのですけれど、極わずかやと思います。

それで、これやられとんは、旧南光だけやと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） ええっとまあ、寝たきり者の実態は個人情報なので、実態が把握できてないというご回答だったかと思うんですが、行政としては、その色んな数字を計画書なんかに出されるんですけど、ちょっと今、手元にないんですが、全くつかまれていないんですか。どこの課も。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 昔から、名簿はいただいております。色んな形で情報収集して、それで、やらせていただいております。

また、要請がないと行っておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） まあ、あの、介護保険制度ができて、その寝たきり者の一般的な全国的な数値から、割り出して、まあ、佐用町の実態としてどうだという数字的、机の上での数字かもしれないんですけど、そういう物があるかと思うんですが、まあ、寝たきりは、決して南光地域だけではなくて、全町に実態としてあろうかと思うんですが、その数字がつかめなかったら、つかめなくてもいいというか、つかめないというのか、そこら辺はどうなのでしょう。難しいんですか。今のところ、そういうことを、寝たきりの人をね、対象にした往診であるとか、そういうことというのは、大事なことだと思うんですけど、行政がつかまなかったらどうなるのかなと。もの凄く不安になりましたけれど、どうでしょう。

[福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと私ども福祉課の方で、在宅での寝たきりの高齢者の皆さん方に対して、在宅老人の介護手当等を支給しております。その人数が一番まあ、これはある程度の重度の方っていう限定されますが、その方につきましては、今現在 55 名であります。で、この人数もですね、合併当時 87 名であったと思うんですが、それ以後まあ、約 30 名ばかり減ってるんですが、これについては、やはり介護保険施設へ入所されたりですね、いろんな対応ができて、今現在支給しておりますのは、55 名というふうに把握しております。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 在宅の介護手当支給者は現在 55 人。後、大幅に減ってきているのは、施設に入所がされたということで、いうことのご回答だったんですけど、町内、特別養護老人ホームとか、その高齢者の皆さんが利用されている施設が増えてきていますが、そういった所での入所されている、利用されている方々の歯の状態は、どういう実態になっているんですか。町の方では、町民の方の状況については、つかまれているんですか。先ほど、まあ分からないと言われたんですけど、つかみ用がないんでしょうか。そのことから、教えて、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） その入所されている方の、その状況ですけれども、そのある所では、歯科衛生士さんが行ってやられとう所もありますけれども、私どもの方としましては、状況というのは、把握しておりません。どんな形でやられておるか、分かりません。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） まあ、役場での制度上の問題が、そこには、解明というんか、解決しなければいけない問題があるかもしれないんですが、寝たきりの方とか、これから、まあ、益々高齢者が増えていくという、そういう状況の中にあって、まあ、歯科の分野で、一生安心して、そういう面ではできてきた、小さな町でできていたので、制度が変わってきたとはいえ、そういうことが、現実にはできていないという、まあ状況というのは、どうなんでしょうか。全町民に責任を持つという行政としては、問題がないですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） やはり、施設入所されておる方につきましては、その治療が必要やと、そういった場合には、その施設の方から、そういった歯科医に掛られたりしているのが現

状やないかと思えます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） あの、まあ、それぞれ、それぞれの方が、施設の責任であったり、それぞれが対応していて、行政としては、つかむ必要がないのかなというのは、どう思われていますか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、やはり、かなり色々です。ね、こういう時代が変わって、そういう福祉施設が、充実してきてですね、そういう施設入所で、色々介護をしていくというような中で、施設においても、その入所者の健康管理ということについては、それぞれ独自に努力をされていると思いますけれども、やはり、あの、その辺、行政としてはですね、その施設の入所者の健康管理、そこには、施設の校医のような、施設医のような形で、一般のお医者さん、そしてまあ、歯科医というものが、どういうふうに、やっぱし、一緒に、それぞれの入所者の健康管理をしていくような体制がつくられているか。この点、やはり今後、そういう施設会の協議会の中でですね、調査をしたりですね、まあ、お互いに意見交換をしたり、どうあるべきかという話もしていくような時代になってきたというふうに思います。

まだ、在宅でね、昔のように、在宅のことばっかし考えたって、本当にあの、ほとんどの方が施設入所にされて、になっていくような状態の中ですから、まあ、施設にお任せする所は、お任せしていかないきませんけれど、しかし、それが、ちゃんとできてるか、できてないかということについて、やはり、きちっとね、行政としては、こう把握していく責任もあろうかと思えますから、今後、その辺は、担当課の方で、きちっと、その辺、取り組めるようにですね、考えていかせたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） あの、まあ何でも対応していくのには、実態、まずどういう状況かということからスタートしないと、方法というか、そういう物は組み立てられないと思うので、まず、先ほど、それぞれの施設入所者の中、協議会などで、施設についても、ちゃんと把握していただきたい。入所されている方についても、状況の把握をお願いします。その上で、どういうふうにしていくか、歯科保健センターとして、その位置付けをどう考えているのかということが、まあ、一番聞きたいところなんです。歯科衛生士の補充は、まあ、再三募集しているけれども、ないので、そのままになっていると。何とかしているからということで、済まされているのか、その点、お願いしたいんですけど。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、そういう施設等なりですね、全体の町民全体の歯科治療、また予防活動、まあ、この辺は、先ほど答弁しましたように、私達、歯科センターだけじゃなくてですね、当時、設立された当時は、そういう予防活動はなかったんですけども、まあ、今の町内の8カ所の歯科医院の先生方も、そういう点についても、十分協力しながら、指導の方も、予防活動についても積極的にやっていただいておりますし、8020の、この運動についても、歯科医師会が、やはり積極的に中心になってですね、推進もしていただいているような状況です。まあ、ですから、施設等なり、そういうことの問題についても、歯科医師会の先生方ともですね、これは、色々とお話をさせていただく必要があるかと思っております。そういう中であって、町の歯科センターを今後、どういうふうを考えて行くか、ここにかかってくると思うんですけどもね、歯科センターにおきましても、今、大学の病院からですね、お医者さんを、歯科医を派遣していただいて、まあ、その実際には診療に当たっているという状況ですから、設置者である先生は、まあ、診療には、ほとんど当たっておられませんし、そういう状態の中ですから、基本的には、やっぱり、私は、今、歯科、郡の町ですね、歯科医師会の先生方の意見も、協力を得て意見も聞きながらですね、今後の町のセンターのあり方というものを考えていきたい。そこに、まあ、衛生士とか、そういう問題も当然関係してくるんです。まあ、当面の衛生士については、確かに、退職された後の補充ができないという状況で、これも、今看護師とか、衛生士とか、一般に医療従事者の、関係者のですね、人材、人がですね、中々集まらないというような状況の中での、1つの町としても募集しても、中々ないということに関係しているんだと思っておりますけれども、今、在宅の人に、色々とお願いをしたりしてですね、当面の活動については、何とか、まあ活動できるように努力をしているところですし、そういう人材があれば、それは当面、補充はしていきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） その衛生士の補充の件なんですけれども、募集の内容を、どこが問題なのかというのが聞きたいんですけど、まあ、1つは、賃金があるかと思えます。確かに、専門職ですから、そういう該当する人が少ないという、そもそものところもあるんですけど、そういう状況の中で、確保できる見通しを立てる上で、まあ欠員のまま、ずっとこう、現実にあるわけですから、その確保していく対応としては、今、どのように考えておられますか。見通しがあるのなら、それで、今、募集されている状況の中でいいんですけど、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課。ああ、総務課長ですか。

総務課長（達見一夫君） この募集なんですけども、まあ、無線放送等で何回か募集をさせて

いただきましたけれど、ありません。ということで、今、ハローワークの方に登録をさせていただいて、そういう格好での募集を行っておりますけれども、今のところ、未だ、こちらの方には、問い合わせ等も1件もないということで、現実的には、現在、応募がないという状況。その問題なんですけれども、賃金が安いということなんですけれども、ただ、歯科衛生士だけ、町全体でいきますと、歯科衛生士だけ賃金を上げるわけにはいきません。という事は、専門職、保育士、保健師、色々な関係があります。そういう中で、金額を決めさせていただいておりますので、理解をいただきたいのと、常勤になりますと、その賃金プラス手当等もございますので、こう1年間、その中で判断をしていただきたいと考えております。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） ええっと、先ほど、その賃金の関係なんですけれども、いわゆる在宅の場合、半日で5,600円言われたと思うんですけれども、臨時の場合は、1日で5,600円ですか。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 臨時の場合は、最初、採用時については、確か、6,500円からスタートだったと思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

総務課長（達見一夫君） 歯科衛生士。

18番（平岡きぬゑ君） そうですよ。

今、何ぼ。今、6,500円で募集されているということなんですか。上がったんじゃないんですかね。あの、単純に、半日で5,600円だったら、1日だったら1万円は超えると思うんですけれども、そんな単純なものではないということですが、それで、在宅だと半日で、そのお金だけのことを見ると5,600円。で、臨時で、採用されると、1日というか、6,500円ですか、まあ、6,500円が700円か、ちょっと、そこまた、もう1回お願いしたいですけど、そういう、まあ賃金体系のあり方というのは、募集に当たっての応募がない原因にはなっていないんでしょうか。それ以外に問題があるのですか。そこをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） はい、その在宅の半日の5,600円というのは、そのどない言うんですか、各事業、健康課等の事業で雇い上げる時の半日の賃金でありますので、それについては、そういう、あのその、事業で雇い上げる分で、また別に、その課の方で決められた

金額というのは、恐らく、急にいうんですか、その時間だけを束縛するというので、多分、臨時の賃金よりは、少し高くなっているのかと思います。

それと、歯科衛生士の分については、確か、6,500円で、募集をしたと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） その、6,500円ということで、他の一般職の事務職より高いということなんですが、その在宅で、事業で特別に半日で5,600円、金額にすると、そういう特別の事情で、その時だけ束縛するからということ、という理由がおっしゃられましたけど、そういうのも加味して、6,500円が妥当なのかどうか、募集に当たって、今、賃金だけのことを、私は指摘しているようですけど、まあ、歯科衛生士を確保してもらえれば、問題ないわけなので、その確保できる見通しとして、町としては、その今募集されている状況の中で、確保できるという、その確信があれば、それでいいんですけど、どうなんですか、もう一度お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） まあ、あの、先ほどから申してますように、再三、応募するんですけどもないのが現状です。

また、この前までね、常勤の臨時職員もおりましたけれども、色んな個人的な事情で辞められるのも、これも、また（聴取不能）。言われているような賃金もですね、賃金が、半日がいくら、1日がいくらという様なことにつきましては、まあ、町の全体の中でね、総務課長が申したとおりなんでございますけれども、常勤であれば、賞与や、そういった絡みも勿論、歯科衛生士だけでなしに、保健師なり、色んな、この兼ね合いがございますので、まあ、方針とすれば、できる限り、色んな事情で上昇と言いましょか、上げる考え方は持っておるんですけども、それも、歯科衛生士だけ一気にというわけにはいかないのが、現状でございます。それから、先ほどの確信ですけども、これにつきましては、まだ、そういったことが、はっきりこうですということが言えないのが、今までのようなことで状況でございます。

しかし、答弁、町長が申し上げましたように、歯科衛生士だけでなしにね、どうしてもなければ、やはり、それなりの資格の範囲を拡大してですね、そういったことも考慮に入れながら、考えて行きたいと思っておりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） まあ、あの、旧町時は、その歯科の関係で、全町民の、まあ乳幼児から高齢者まで含めて実態が、ちゃんと把握できていたんですけど、まあ、町長の、先ほど、ずっと答弁の中で、予防活動は、民間の歯医者さんが、町内にたくさんあるので、そこで対応していますということで、総括的に言われて、まあ民間ですから、どういう状

況なのかというのは、行政として把握するのは、大変難しい状況になろうかと思うので、まあ、新町の全ての町民の歯科予防が定着するように、民間の歯医者さんも含めて、協議会の中で話されるということ、早急に持っていただいて、歯科センターの位置付けを早くすることによって、歯科衛生士の対応なども、きちんとできるのではないかと、私、思うんです。よろしくお願ひします。まあ、答弁があれば、していただいたらいいんですが。

次に行きます。

パソコンの関係なんですけれど、上月で、まあ、全町、定員にまだ余裕がある状態だと言われたんですけど、車の運転ができない方から、特に、あの近くで旧町単位ぐらいで、その講座開いて欲しいとかいう声を聞いているんですけど、そういう定員割れているというのは、その希望者がいないというんじゃないかって、行きたいけれど、行けないという、そういう声もあるということなんです。そういうことに対して、町としては、今の状態のままでいいというふうに判断されているのでしょうか。そういう声を聞いておりますので、その点、身近な所で、せっかく利用できるものを利用して全町民の人に使えるような状態をしていくというのが第一かと思うんですが、その点お願ひします。

議長（西岡 正君） はい、お答へください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、そういうことで、受講ができない方も確かにいらっしゃるんだと思いますし、まあ、その近くでね、受講ができれば行きたいなという方の声、そういう声も、そこへ届いているんだと思うんですけども、ただ、そういう方が、どれぐらいいらっしゃるか。たくさんいらっしゃるんであればね、それぞれで、私は、講座を開いたらいいと思いますし、高年大学なんかですね、各旧町単位で、色んな講座を持って、皆さんが、色んな活動をしておられるんですから、そういう中の1つとして、また講座も開いていったらいいと思うんです。ただ、あの、ここ遠いからということじゃなくって、今回の、今の上月で開いている講座を見てもですね、上月の方ばかりじゃなくって、大部分は、今、12人の人の内訳でも、8人は、佐用の方から行っておられるわけですね。まあ、そういう状況ですから、まあ、これも講座についても、指導者、まあ、教えていただく方の問題もありますね、まあ、少なくとも、そういう何人か、やっばし集まってですね、こう開けるような状況もないと開けないと、開くことも難しいですし、まあ、講座が今、かなり定員も非常に空いてますからね、できれば、まあ、工夫してでもね、そこにも行くということも、やっばし考えていただければと。上月の方へね。というふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） 高齢者の方は、確かに高年大学とか、それは各旧町毎にありますから、そこで、あの、そういう講座があれば、申し込みされますけど、頭から上月でしかないということになると、まあ、いけないと。そういうことの、何と言いますか、状況なので、少なくとも、講座開設人の希望を取るとか、その、頭から、上月でしかしませんよと

いう希望の取り方ではなくて、希望があれば開設してもいいですよという、そういう形の希望の取り方というのは検討していただけないでしょうか。その点は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福井 泉君） はい、あの、今既に、昨日から、入門コースが始まったわけですが、先ほど、町長が申しましたように、高年大学でも、実は、上月と、三日月町の高年大学でパソコン講座があります。で、交通手段のない方は、まあコースとしましては、大体3回ぐらいの初級入門等は、3回ぐらいですので、さよさよサービスを利用したりして、色んな形でこう、参加いただいているのが現状でございます。で、かなりこの距離は離れておりますが、実は、佐用の教室にも、全町内から来ていただいておりますし、それから、三日月等の高年大学のパソコン講座にも佐用の全町から行って空いてる所へこう参加されております。

で、高年大学につきましては、事前に高齢者の方々に、こんなコースが、こんな内容の講座がありますよという事で周知して、それを希望されて、それぞれが主体的に申し込んで参加していただいたのが現状でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） 私が聞かせていただいた町民の方、たまたま、そういう声だったとうふうに、感じて聞けるんですけども、あの、高年大学とか、そういう所で、自主的にされる講座ですから、自主的な講座ですけども、まあ、より一層充実していくという方向でパソコンのインターネットが使えるような状態にしていくとか、そういう事は、充実していただきたいと思うんですけど、現状維持ではなくて、より一層充実して欲しいと思います。よろしくお願いします。

3点目の昆虫館の運営について、まあ、10月のNPO法人の設立に向けて、運営については、設立後、町として、色々管理、具体的な点で調整をしていきたいというふうに回答があったかと思うんですが、それまでの間、今現在は、町の方としては、どこが、その関係は、責任を持つとか、担当課言うたらあれですけど、それがどうなっているのか、まずその点を伺います。

それと、NPO法人の設立の趣旨、趣旨書ですか、その中の柱として、子どもに対して、様々な昆虫館の役割を發揮したいということが、中心になっているというふうに読んだんですけども、そういう点からすると、教育委員会の役割というのは重要だと思うんですが、その点も町の責任、教育委員会の役割、その点、この昆虫館に関係してお願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 今現在、担当している課ということですけども、それは、今、教育委員会の総務課の方で所管させていただいてます。

で、現実的には、県の方から無償譲渡いう状態ですので、中に色々生きている昆虫、生態系の昆虫とか植物とか、そういった物の管理については、内海元館長さんの方に出て管理をしていただいています。そういう状態で、今のところ、最低限の管理ということで対応をしています。それと、その今後のNPOの主体にした、こういった子どもの体験の機会

と言うんですか、そういう事業展開をしていただくわけですがけれども、その後、10月を目処にしていますけれども、その後の体制につきましては、前からもお話していますように、今のところ教育委員会が主体になって関係課、観光面とかまちづくり面とか、生涯学習の面とか、そういった所と連携をしながら、今、協議している最中です。はい。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） 総合的に、その中心になるのが教育委員会だということで理解しました。

もう1つ関連してなんですけれど、先日も議会の方に用地の関係の購入の関係で、用地の購入がされて、この20年度には、いわゆる借金の返済が済むという報告もあったところですが、その町有地の昆虫館の周辺の船越地域の町有地の活用の件について伺いたいですけれど、合併の時の協定書の中では、その自然観察公園事業として引継ぎがされているんですけれど、昆虫館の存続そのものがどうなるのかという問題がありましたので、そこまで町としては計画がなかったかと思うんですが、現時点で、この町有地の活用については、どのようなことを考えておられるのか、まあ、私としましては、その趣旨どおり活用して欲しいと願っているところなんですけれど、どうなんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今年ですね、旧南光町で、こう土地開発公社から借金をして買われた物が、その土地代がですね、返済が終わるといふふうに言われますけれども、今年度で返すという約束をされて、全然返されてなくて、合併後、それを協定に、契約に基づいて、全額今年度返済するということです。

それと、その合併協定の中でですね、それが計画をされて、それを、その趣旨どおり、それを活用して欲しいというお話ですけども、平岡議員も、その合併前に、南光町で、その土地を借りる時、買う時にですね、こういう物ですがやりたいという計画を作られているんですけれども、その内容をですね、本当によく見ておられるのかどうか。あの土地は、たくさんの、色んな所に分散した一カ所にまとまった土地ではないんですね。非常にまあ、計画そのものですね、私だけ、本当に実際の実施計画をしようとするんにすれば、全くまあ、その計画どおりできるような内容でもないですし、そういう、その、ただ、土地を買うためにですね、絵を描いたと言われるようなものをね、その協定の中に、項目としては、上がっていることは、これは私もちゃんと確認はしておりますけども、その計画の内容そのものは、その計画どおりできるものではないというふうに思っております。ですから、その土地の活用をどうするのかというのは、また、後、非常に問題なわけです。まあ、地域の方々とも、色々とお話をさせていただいて、一応、そういう問題についても、課題として出させていただいておりますけどもね、ただ、まあ、旧昆虫館の、そういうNPOの活動の中でね、一部、駐車場でありますとか、その今後、幅広い活用がね、活動がなされてくれば、その一部の土地については、活用ができる所があるかもしれません。それは、今後の課題です。だから、最初から、こういう物を、その土地を使って、旧南光町で作られた計画が、それを趣旨に則って、今後整備をしていきますというようなことは、私は、

それは、今、考えておりませんし、できません。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 合併協定というのは、合併前に、それぞれの町が、お互いに状況を出し合って協定書を結んでいるわけですけど、ですから、合併協定書に、今、町長は、そのとおりするかどうか、まあ未定だというご回答だったと思うんですけど、この協定書の内容というのは、私、重たいと思います。約束事ですから。そういう点で、是非、協定書に基づいた活用方法をしていく方向で基本的には考えていただきたいと思います。以上で、終わります。

議長（西岡 正君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。
ここで昼食休憩に入ります。午後 1 時 30 分より再開いたします。

午後 0 0 時 2 4 分 休憩

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。
続きまして、5 番、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

[5 番 笹田鈴香君 登壇]

5 番（笹田鈴香君） 5 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。これより 3 点の質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、佐用町の農業再生と「佐用町行政改革プラン」についてお尋ねします。

佐用町行政改革プランには、基幹産業である農林業の不振は、従事者の減少や若年世代の不振を招き、高齢化を一層高めている。安住環境の整備に若者世代にとっても魅力ある住宅宅地の供給をはかる云々。団塊の世代の受け入れ住宅計画などがあげられています。

島根県浜田市弥栄町の安住促進策は農業研修生の場合、単身者に月額 15 万円。夫婦であれば 17 万円支給されています。また、研修生専用の住宅の家賃は 1 万 5,000 円です。「ムラは問う」著者が、中国新聞「ムラは問う」取材班ですが、その中に、弥栄支所前に立つとランドセル姿の児童が賑やかに通り山深い里とは思えない光景が見られる。移住に優しい村と書かれています。旧弥栄村は 91 年、25 年住めば家も土地も無用譲渡する条例を制定し、一躍注目を浴びました。村営住宅の 20 戸建設、その後も若者の安住を狙って村営住宅を建て、1975 年から 85 年の間には 300 人減少していましたが 1995 年から 2005 年、この間には 127 人の減少で世帯数も 37 の増になっています。そこでお尋ねします。

佐用町の行政改革プランの実態の中で状況は、どういうふうになっていますか。

2、団塊の世代の U ターンの現状はどうなっていますか。

3、団塊の世代の受け入れ住宅計画はありますか。あれば報告をお願いします。

4、18、19、20 年度の農家数の増減状況はどうなっていますか。

5、新規就農者は何件ありますか。

6、佐用町も若者安住や新規就農者に対する支援施策として、空き家利用や認定農業者へ依頼なども含め、弥栄町を参考に研修方法などを検討してみたいかでしょうか。

2点目は、「農地・水・環境保全向上対策」についてお伺いします。

規模の大小で農家を選別する品目横断的経営安定対策は佐用町では7組織、11人ですが、農水省の資料によると昨年の加入申請状況は、米の作付面積で見ると43万ヘクタール。水田全体では、作付面積は167万3,000ヘクタール。水田全体の26パーセントしか支援になっていません。田んぼの面積にして4分の3が切り捨てです。制度に対する不満の声は大変大きいものになっています。それに比較すると農地・水・環境保全向上対策は、佐用町では142集落のうち72集落が取り組んでいます。交付金で草刈機を買ったと喜んでいる集落もあります。その反対に計画書の作成が大変だった。役場へ行くと未処理と書いて積み重ねてあったけど、旨くできたんだらうかと心配されている人もありました。

そこでお尋ねします。

1、計画書の作成は、業者委託または各集落で作成ということでしたが、実態はどのようになっていますか。

2、例えば、業者委託の場合交付金が全て委託料に変わった。こういった集落はありますか。

3、交付金は各集落でどのように使われていますか。

4、計画書の作成がフロッピーからCDに変わったそうですが、問題はありませんでしたか。

5、担当職員を、もっと増やすべきではないでしょうか。

最後に、農業の確定申告についてお尋ねします。

07年度より農業の確定申告の方法が収支内訳に変わりました。佐用町の場合、当局の説明によりますと、「3反以下の農家は農業についてしてもしなくてもよい」という説明でした。やはり、これはするべきだと思います。

例えば、年金収入だけの農家の人が18年度の申告をされました。すると19年度の国保税が2万6,000円程減になったそうです。また、2反余りの兼業農家の人が、今までしていなかったけどしてよかった。還付金があったと喜ばれていました。そこで、是非、この申告の方法を皆さんに周知して3反以下の人でもしてもらおうようにと、願いを込めて質問します。

1、3反以下の農家は何軒か。その内、農業所得の関係で申告をしたのは何件ですか。

2、当局は、納税は公正、公平と言うのであれば、3反以下の農家にも詳しく説明をして確定申告を勧めるべきではないでしょうか。

3、南光地区、三日月地区の申告場所をもとの集落ごとに戻すべきだと思います。是非、検討をお願いします。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答えをします。

佐用町の農業再生と佐用町行政改革プランの実態の中で状況はどうなっているかということのご質問でございますが、農業の現状につきましては、もう十分お分りのように、高齢化が進み、農業経営所得の低迷なども影響して、農業離れが進んできております。

国の経営所得安定対策等大綱において、産地づくり対策や水田経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策、中山間地域等直接支払制度など農業の生産の維持を図りながら多目的機能の保全に努めること、また農村環境の荒廃、農山漁村の多目的機能の低下を懸念

される中、移住者が農山漁村コミュニティーに受け入れられる環境づくりを目指して、地域農地・資源を活用した都市と農村交流事業として、ふるさとの景観づくり・農村ボランティア活動支援事業・多自然居住施策などに取り組んでいるところであります。

次の、19年度の転入者は55歳から65歳までの方は36名おられますが、Uターンかどうかの調査はいたしておりません。

次に、団塊の世代の受け入れ住宅計画ということでございますが、町としての受け入れ体制は、空き家情報の提供・宅地分譲地の紹介をしており、団塊の世代だけでなく、若者や一般の方も含めて、人口増加施策を進めております。質問されている団塊世代のみを対象とした受け入れをする住宅計画はございませんし、この行革プランの中にも、そういう項目は入っておりません。

次に、農家数の増減状況でございますが、平成17年度の農林業センサスでは、2,667戸の農家でございます。水稲共済細目書の農家数は、18年度が3,653戸・19年度が3,525戸と、数字の上では128戸の減となっておりますが、名前だけで耕作されていない方もありますので、合併後に、名前だけの方を整理いたしております。そのため一概にその差が、農家数が減少したというものではないことをご承知いただくようお願いいたします。また、20年度の農家数につきましては、現在整理中でございます。

次に、新規就農者の件数でございますが、昨年の新規就農者はございませんでした。

次に、新規就農者への支援策についてであります。就農等を希望される方には、十分なご相談と協議をいたしてまいります。町においても遊休農地対策や担い手農家の育成が課題であります。農業改良普及事業対策協議会や農業改良普及センター等、県・JAと協議しながら都市との交流も含め、担い手農家の育成、営農組織の育成及び特産品づくり等を実施してまいります。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。昨年は事業の初年度でありましたので、計画書の作成につきましては、集落の希望により作業の全面委託と図面作成の部分委託がりましたが、72組織のうち、13組織が全面委託で59組織が図面作成の委託でありました。2年目以降につきましては、活動組織で実績報告書だけ作成していただき、担当課で内容の確認と事務整理を行うことといたしております。

次に、この制度の交付金が、すべて委託料になるような集落はございません。

次に、交付金の使用につきましては、実践活動費として、日当・材料費・機械経費などに、事務費として、役員報酬・旅費・需用費・使用料など組織運営に係る経費として支払いをされております。

次に、フロッピーからCDに変わったが問題はなかったかとのことでございますが、フロッピーではデータ量が多く入らないために、CDに変更いたしました。使用方は同じです。問題は聞いておりません。

次に、担当職員をもっと増やすべきではないかとのことでございますが、職員につきましては、初年度でもありましたので、多くの職員が対応できるようにいたしておりましたが、今後の事務整理等につきましては、増員をしなくても通常のペースで事務処理はできるものと考えております。

次に、農業の確定申告について、先ず3反以下の農家は何軒か。そのうち、農業で所得したのは何件か。とのお尋ねであります。佐用町内で30アール未満の農家数は、平成17年度農林業センサスでは1,015戸となっております。

平成19年分確定申告、平成20年度町県民税の申告において、事前調査により把握した水稲作付面積10アール以上の農業者は1,984件、農業所得の申告件数は1,315件で約3分の2の農業者の方が申告をされております。

水稲作付面積別の申告者数については、データの把握ができません。

次に、「3 反以下の農家にも詳しく説明して、確定申告を勧めるべきではないか。」とのお尋ねであります。所得税は、自らが税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税する申告納税制度でございます。農業所得は、平成 17 年分の確定申告をもって農業標準が廃止され、平成 18 年分の確定申告から、収支計算による所得申告へと変更をされました。税務署の指導は、所得税法で農業は事業と位置付けられていることから、農業所得が有る方は確定申告を必要とすることとなります。ただし、自家消費のみ生産している農家の方や農地の維持管理のために農業をしている方は事業と言えないので申告の必要はありません。確定申告の必要は、作付面積の大小で判断できない。といたしております。

このことから、佐用町独自の指導として、平成 18 年分の確定申告から、水稻作付面積が 30 アール以上の場合には申告が必要であり、30 アール以下の場合には納税者の自主選択として指導をしてまいりました。2 カ年の取り組みを経過して、水稻作付面積が 30 アール以上の場合には申告が必要であり書類の保存・記帳を必要とすることは、自家消費のみ生産している農家の方や農地の維持管理のために農業をしている方に負担を強いることになっていることから、平成 20 年分の農業所得申告から水稻作付面積が 30 アール以上の場合には申告が必要であるとする町独自指導を廃止することといたしております。ついては、税務署指導のとおり、税法上で農業は事業であることから、事業として水稻、野菜、果樹、畜産等を営み農業所得のある方は確定申告する必要があるとございます。農業所得申告は、水稻作付面積の大小で申告の必要を判定せず、農業所得の収入金額や必要経費の書類を保存・記帳して、収支計算を自ら作成して申告していただくようにいたします。ただし、水稻を自家消費のみ生産している農家の方や農地の維持管理のために農業をしている方は、水稻作付面積の大小にかかわらず、事業と言えないので申告の必要はありません。とする指導に改めます。

今後において、町広報・さようチャンネル・防災無線や農業所得申告者への個別通知などにより、お知らせしてまいります。

次に、南光地域・三日月地域の申告会場を元の集落ごとに戻すべきだ。というご意見でございますが、南光地域、三日月地域では、旧町時は、集落集会所にて集落単位に申告相談を行ってきておりましたが、平成 17 年分の申告相談の際に、ノートパソコンのサーバーシステムの安定性の確保などのため、住民の皆様のご理解をいただき、南光地域 3 会場、三日月地域 4 会場に再編をいたしました。

平成 18 年分申告相談から、申告相談会場へノートパソコンのサーバーシステムを持ち運んできましたが、サーバの安定性が損なわれ、サーバーシステムのトラブルで申告相談ができなくなる事態に陥る恐れが生じております。全国的にも、金融機関などにおけるコンピューターシステム障害が発生しておりますが、サーバーシステムのトラブルで申告相談ができなくなる事態に陥ることだけは避けなくてはなりません。このために、集落単位の申告相談に戻すことはできませんので、ご了解いただきたいと思っております。また、平成 19 年分の申告相談では、安定性が確保された本庁サーバーへ接続できる、さよう文化情報センター、上月文化会館、三日月支所では、本庁サーバーを使用しており、更に平成 20 年分から申告相談の見直しとともに相談会場の再編を行ってまいります。申告相談の見直しについては、今後、町の広報、さようチャンネルや申告相談のお知らせの全戸配布などにより、お知らせしてまいります。

以上、笹田議員からのご質問に対してのこの場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 　　では、再質問をさせていただきます。

　　まず、先ほど見解を伺ったんですが、特に聞きたいのは、町長が、合併してから最初に質問をしたんですが、このところ、町長も凄く農業のことを重要視される言葉をたくさん言われるんですが、あの、もう一度聞きたいんですけども、佐用町の農業は、ああ、農業は佐用町の基幹産業であるということを、あるかどうか聞いた時に経済的な面では基幹産業ではないということを前に答弁されたと思うんですが、そのことで、再度お尋ねしたいのは、現在の状態で、基幹産業に農業を町長はしたいかどうか。佐用町の基幹産業として。それをお尋ねします。

議長（西岡 正君） 　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 　　はい、まあ、あの、農業経営、農業生産経営によってですね、これが所得が安定した形で、皆さんが、それに従事していただけるような形での農業が、これから再生できればしていくということ。こういうことが一番望ましいことでありまして、そういう状態で、まあ、昔のように、農業や林業が、1つの佐用町としての大きな基幹産業となるような時代がなればね、それは、そういうふうになれば、非常にいいなというふうには思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 　　まあ、安心はしましたが、そのためにはどうするかということが問われてくるわけなんですけども、色んな、その補助制度もありますし、先ほど言われた担い手にも力を入れておられますし、また、都市との交流とかという意味でも、色々されているわけなんですけども、ここでお尋ねしたいのは、その農家数のことも聞きましたが、農家の、その減っている状態ですね、それを言われまして、マイナス 128 ですね、128 軒減ったということですが、ただ単に減ったという意味じゃないことも、私も分かるんですけども、これからの、農業で、去年は、新規就農者もないということだったんですが、この 20 年度は、知ってる中でも、今度新しく、新規就農をされた方もあるんですけども、そういう人達にとっての支援対策は、どのように、もし、そういう人に対しての対策は、どのように考えられますか、お伺いします。

議長（西岡 正君） 　　はい、町長。

町長（庵途典章君） 　　そういう方が生れてくるというのは、非常にまあ、歓迎することなんですけれども、それがどういうね、農業を目指されているか、その内容にも、支援に対しては、ついては、内容によって、色々あると思います。

　　今年、今、笹田議員がですね、就農予定、計画されている方と、言われますけども、私は、そのことは、未だ聞いておりませんので、担当課長、聞いてますか。そういうことがあれば、その方の農業、どういう農業を目指されておるのか、そういうことに対しての支援策、町の方で相談を受けているのであれば、担当課長の方からお答えをさせていただきます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、笹田議員が思われておる方かどうか分かりませんが、今年ですね、1人の夫婦でしたけれども、相談に来られております。

その方にも、ちょっと話させていただいたんですけれども、ある程度、経営できる、農業で経営できる規模、そういったものもありますし、町としても認定農業者制度がありますので、そういったことで、計画をしていただきたいと。町としても、やっぱり担い手ということで、育成させていただいてますので、そういった説明、それから、まあ、農業政策には、色々と助成制度がありますので、該当するものについては、町としても、そういう方向で話させていただきたいということは言っております。

それで、普及所の方ですね、そういった農業経営のですね、計画について紹介させていただいて、相談もしていただいとうと思うんですが、現在のところですね、もう少し考えたいというようなことを、ちょっと言われたということは聞いております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 多分、同じ人だとは思いますが、例えば、今回は言っているわけで、これからも、こういう人が現れるかもしれないね。で、新規で農業したいという人が現れるかもしれないので、ちょっと、その人悪いんですが、例えで言わせてもらいますと、中々、その農地法が難しくて手に入らないというような人も、今もいるんですけども、まあ、今回、たまたま、3反以上、去年から3反以上持っていないては買えないということもあったんですが、3反以上あって、もう空き家こと買われているんですけども、やはり見て見ますと、町の方から、折角新しく入ったのに、アドバイスのね、ちょっと来て、佐用町は、こんなんですよという、その農業のあり方を、現実に、役場の方へは来られてるんですが、現実に、今、その田んぼとかの状況をね、見に来られているかどうか、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 直接、まあ、農地を取得したいということで、東の方からですね、来られるというようなことは、直接は、私は話をしたことないんですが、高齢化している集落で、都市との交流をされている地域があります。そういうふうな所ではですね、色んな、活力づくりの、まあ集落活動をされておりますので、そういった所で交流しながらですね、そういうふうな所は話されてる場合があるかというふうには思いません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、是非一度、どういう状態かもね、見てもらって、本当にやる

気があるかどうかとかね、まあ、一応もう農地も取得されたし、現実には、もう田植えも、1反、3畝か4畝は田植えもされましたし、それと、やはり一番いいことだなと思ったのは、今まで、その買った田んぼの中に、もう荒れて、20年も30年も田んぼに、しなくって、今は、笹が生えて木が生えて山になっている所を、今回購入されたことによって、そこが大分広いんですけども、草刈をされて、何か、田んぼは、もう荒れてしまっているから、水田にはならないので、梅の木とか何かを植えなくてはとかいうふうに言われておりますが、やはり、荒れた所が、元に振り返りつつあるというのは、大変いいことだと思うんですね。だから、そういった意味でも、やはり、是非町としても、その状態をね、やはり、新規就農者には、これからもあるかもしれないので、やはり見に来て欲しい。で、また、アドバイスをしたいという、私の、この願いだけじゃなくって、他の集落内の人も思われていることなんですけど、その辺は、その人だけに限らず、これから、こういうことがあった場合、アドバイス、他、支援に対して来てもらえるかどうか、それをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） そういうふうな方がですね、遊休農地を整備をしていただくことは、非常にありがたいことだというふうに思います。まあ、普及センターを通じてですね、そういうふうな作り方とか、そういうふうなことについては、相談はさせていただきますと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それで、この通告書にも書いているわけなんですけど、新規就農者というか、農業をやりたいとかいう人に対して、浜田市、島根県の浜田市なんですけど、弥栄町です。2年前ですか、合併して今町になっておりますが、前は弥栄村でしたが、ここが、若者の定住や、その新規就農者に大変力を入れているわけなんです。

しかし、そこには、やはり研修農場とか、また、その新規就農者に対する住宅を建てたりしているんですけども、そういった点では、まあ、佐用町には、その研修牧場とか、そういった物がないのでね、認定農家の所へ勉強しに行って、でまた、住宅が入れればいいんですけども、住宅は家賃が高いということで、その空き家なんかを利用して、そういった取り組みができないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。考えたことがありますか。

議長（西岡 正君） はい、どちらですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 浜田市の弥栄町のパソコンから、ちょっと引っ張り出して来て内容見させて、見ましたけれども、こういった制度でされてるいうんは、非常にまあ、いいことなんですけども、まあ、この内容を見ますとですね、農業経営で生活をしていこうという目的というふうに思っております。まあ、この佐用町においてもですね、新規就

農をしていただけるっていうのは、非常にまあ、ありがたいことなんですけども、今はですね、やっぱり遊休農地、それから担い手育成という大きな課題がありますので、やっぱり認定農業者を増やしていきたい。そういった認定農業者に対して、色んな制度としては、あまり多くはないんですけども、そういった助成制度とか、そういうふうなことは、検討は、これからしていかなあかんというふうに、私は思っています。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、色んな意味でね、支援とか、そういうことはしていただいたらありがたいんですが、その今言っている、その弥栄町なんですけども、まあ、インターネットで、多分ご存知かと思いますが、やはり、今までの、この実績を見ますと、受け入れの研修生の数が23人で、実績研修の農場も多くて7戸。それから就農者数も13人。これは平成19年の5月31日現在のことなんですけども、その、やはり募集もされてるんですね。例えば、佐用の場合も広報なんかにも書かれていると思うんですけども、募集の中を見ますと、やはり応募できる方ということで、ここで農業を営む方、またUターンにより就農を希望される方で、次の要件を満たす方ということなんですけども、やはり就農意欲が強く、研修後就農が期待される方とか、また指定する実践研修農場で1、2年間は研修が受けられる方、色々こうありますね。その中で、まあ年齢も概ね40歳までと、若い人を募集されているのも特徴かと思うんですけども、まあ、一番魅力的なのは、その研修生に滞在施設が月額1万5,000円なんですけども、そういった1万5,000円だとやっぱり住みやすいかなという気もするんですけども、今、言いましたように、佐用町には、そういう研修農場もありませんし、その辺をもう少し検討して、さっき言いました担い手、ああ認定農家、そういった所で働かしてもらったり、また牧場があるので、牧場なんかで働かしてもらいながら、その牧場にも、それから、その就農者にも援助するというような方法でされたいかがかなと思います。で、それと共に、住む所なんですけども、やはり、新しく建てろと言っても、今でも若者の定住ということで、さよひめ団地も建てられて、ちょっと1区画、2区画でしたか、今回も余っておりますけれども、まあ、あそこも若い人が、お陰で、たくさん住まれて、町が、ちょっと佐用町じゃないんかなと思うぐらい若返っておりますけれども、そういった意味で、お金をたくさんかけてするのでなくて、空き家をうまく利用したらどうかなと思うんですけども、あの、佐用町で、登録空き家があるそうなんですけども、その登録空き家のことを、3月議会でも限界集落について質問した時に、空き家では、ちょっと問題があるとかいう町長の答弁もあったんですけども、その登録空き家の説明を、お願いしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） それでは、説明いたします。今、公表できます軒数が全部で14軒。で、その内、ホームページで出していますのが7軒という結果でございます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） この登録空き家なんですけれども、その登録をするための条件とか、
どういった時にするのか、知らない人がたくさんあると思うんですけれども、その点は、
どうなっていますか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 特別に条件というのは、付けていません。希望者に対して、条
件が合うかどうか。話をして、それに合う人に対して、更に紹介をしていくという手続き
をとっています。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それでは、町長にお伺いしたいんですが、限界集落の時に、その空
き家利用のことで問題があると言われた、その問題、どういうことでしょうか。お尋ねし
ます。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、あの、今、その空き家になっている部分っていうのは、どう
しても、そういう、まあ山間部の中心部から非常に遠い所の、農地においても、非常に効
率の悪い農地の多い所が、やはり、離農されたり、家がなくなったりというこということ
になっているわけですね。限界集落、そういうことが限界集落につながってきているわけ
です。そういう所の空き家というのはですね、まあ、生活環境の面でもね、結局まあ、水
道、水なんかの供給についても、その1軒だけのために、町水道をどうするとか、管理し
ていかなきゃいけないとかいうような問題もありますし、まあ、そこ就農される、ここへ
来られる方もですね、そういう所では、中々不安ですし、周辺に同じ様な方がいらっしや
らない、土地にお互いに助け合うような人がいないというのも不安だと思いますしね、で
すから、まあ、就農を希望される方がいらっしやっても、中々じゃあ、土地を、きちっと
した土地を提供できる、一方では体制ですね、まあ、そういうものが、たくさん荒れた土
地とか遊休があったとしても、それは、もう点々とバラバラですし、それぞれに、まあ所
有者というのは、別々ですから、それをきちっとね、こう就農者に提供できるようなこと
をするには、色んな個人の権利の問題とか、農地法の問題もありますけども、色々難しい
点があります。空き家に住んでというのも、ただ、土地・家が生活ができるかだけじゃな
くて、やはり農業をしようとする人と、今の空き家なんかでは、農業というよりか、田舎
の生活がしたいというような形で、まあ来られるような方、色々、その目的が違います
から、一概には、その言えませんがね、まあ、その希望される目的に沿った形で、うまく
合えば、そこに住まわれるということになると思います。使って利用がされると思いま
すけども、まあ、そこには、やっぱり受け入れていただく地域の方々とのコミュニケーション、
集落に受け入れる、そういう付き合いですね、そういうこともやっぱりちゃんとや
っていただけないと、また後困りますし、そういうことも、色々課題はあると思いま
す。まあ、空き家が、問題が非常にあると言って、私が、当時のことを、詳しく、
私、答弁をしたことを覚えていないんですけれども、そういうことを言ったのではないかな
と思うんですけれども。はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） あの、問題があるだけで、私も、その時追求していなかったもので、どういう意味か分からなかったんですが、今言われている分も含めたものだと思います。

で、それです、その空き家の、まあ自主的に役場へ来られたりして相談されて、登録されてると思うんですけども、この空き家をね、処分の仕方分からないという所もたくさんあると思うので、これからの課題としてね、空き家になってからでなくと言うと、ちょっと失礼で誤解を招くかもしれませんが、やはり老後のこととか、2人だけになった、1人だけになったという時に、やはり相談をして、どうしようとかいう、その相談の受け入れ窓口とか、そういう物もつくる。そのためには、やはり、自治会長会なんかで、まあ、1人暮らしの人のことを聞いたりとか、その後、絶対、誰かが後を継ぐということが決まっている家はいいんですけども、そうじゃない所は、そういった、やっぱり集落で、そういう話が出る時もあるでしょうから、自治会長なんかで、の所で説明しておくのも佐用町では登録空き家があるんですよということを知らせるのも、1つの方法かと、私は思うんですけども、その辺は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

〔商工観光課長 挙手〕

商工観光課長（廣瀬秋好君） 色々な考え方で準備をしていく必要というのは思いますが、でも、現実には、まあ生活されておいて、いつ、どういうことになるか予想が付きにくい場合に自治会長さんを通じて調査をするというのも問題があるのかなというふうには思いません。で、全部の、まあ自治会長さんに、そういう調査をするのではなしに、現実には、もう空いている分は、まず、その辺を整理する方が有効かなというふうには思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それも、1つの方法ですね。でも、こっちから住んでいる所を無理矢理にいうのは勿論、その人に対しても失礼ですし、そういうことは考えてないんですけども、やはり、こういう制度がありますよというのを、やっぱり知らせるのはね、1つの方法だと思うんですよ。知らない人は、多分、私も、登録は、空き家利用ということは、よくあったんですが、登録されていることは、私も知らなかったんで、やはり、そういう人の方が多いかと思うんですが、やはり、そういった制度も、制度とか、そういうのがありますよというのをね、是非、まず知らせていただきたいと。それと、もし、その空き家ありませんか言うて、多分、町の方へも来られると思うんですけど、その辺は、説明とか、家に連れて行くとか、その家を案内するのに、どの様な方法をとられていますか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） あ、相談に来られますと、まず場所の問題とか、周辺の問題とか、色々と心配される部分があります。できるだけ、役場内で説明をして、で、地理的に問題がある方については、現地を紹介する。現地まで案内するところまでは、職員の方でやっています。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あ、できれば、先ほど、ホームページでもと言われたんですけど、やはり、分かりやすく、誰でもいつでも見れるように、まあ不動産屋さんじゃないですから、細かくは書かなくても、そういうのも、ちょっとホームページに載せて、で、また、そういう登録空き家の募集もされたらいかかと思えます。それと、兵庫県でも勧めてますけど、この田舎暮らしを楽しもうという、この本が出てますけども、これに、やっぱり播磨地方では乙大木とか、金子とか、田和とかも、ちゃんと載ってますし、これを見ると、都市との交流とかいう感じで、ちょっと、新規就農者の募集ではないような気もするんですけども、こういった物も活かしながら、やはり、これからは、農業が危険にさらされるといえるのか、本当に、日本だけじゃなくって、もう世界の農業が危険にさらされていく中で、やっぱり、今の、この佐用のような中山間地のね、農業が、見直されていく、そういった時が、もう今もそうなんですけども、やはり、見直していかなくてはいけないという時期だと思うんですけども、やはり、そういった意味でも、さっきから言っております空き家利用とか、それから都市との交流が、そのまま町の方の農業の活性化につながって、佐用の農業が、ドンドンと栄えていくように、私達も勿論努力しますけども、町もされてますけども、やはり、もっと色んな意見も取り入れて、余所の、例えば、今さっき言いました、この弥栄町、まあ、ここだけじゃありませんけども、他の所も見ながら、検討しながら、これからの農業に是非力をいただきたいということで、次の質問に入ります。

〔町長「よろしいか、その、今、言われた、ちょっと、補足させていただきます」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） その、空き家ということのね、活用という中で、農業に、新規農業なんかに、こう結びつく就農されるような形で、空き家も活用されると、そういうことであれば、一番いいんですけどもね、ただ、今、そのよく言われる空き家に、人口を、どういう、そのであっても、それ使った、空き家を利用したですね、少しでも、人口を増やそうというような形だけで、空き家を紹介していくとかですね、そういうことでは、中々、地域において、色んな、そこに、前に言った、私、問題があるというのは、地域の中でもありますね、来られた方が、本当に、あの、集落の、やはり、それぞれの集落のおつき合いなり、一緒に共同活動、そういうことも一緒にね、していただけるような形ではないと。逆に、各それぞれの集落の方々は、非常に、困られている例もあるわけです。

議長（西岡 正君） すいません、ちょっと、もうちょっと静かにお願いします。

町長（庵途典章君） ですから、あの、やはり、今、金子でありますとかね、田和とか、それぞれ都市との交流をし、色々な農業活動を一緒に、こう共同でやっていただきながら、

そういう中から、そういう地域にですね、そういう空き家なり農地の遊休農地があり、それを利用して、こちらに移住して来ていただくとかね、そういうことにつながるような活動の中で、この空き家も、この交流事業がね、そういう活動につながれば一番いいなと思ってます。ですから、やはり長年、ある程度、個人的な集落との人間的なおつき合いもされた上でね、やっぱり、そういう、こちらに来ていただける人をつくっていくような活動も交流事業の中に、1つの目的としてね、考えていくべきだろうと思ってますね。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 私も次に移ろうと思ったのですが、町長が言われるので、こう1つ言いたいんですけど、その都市との交流なんですけど、やはり、例えばですけど、乙大木の棚田の交流で、田植えとか、色々こうイベントがあるんですけど、高齢化のために、受入が、今、休憩所もしてもらって自由に来られているので、大分、前よりは楽になったということを言われるんですけど、一番望まれているのは、その、そこに馴染んでという、その町長が言われたことと同じことなんですけど、ただ、その上に、ずっと長年、もう何年になるんですか、毎回来ているオーナーもあるんですけど、その人達が、田植え、例えば、田植えですね、本当にもう、ずっとやりたいという人であれば、もう私らも教えるんやけど、その辺が、どうなっているか分からないので、教えるのにも、教えるのは一生懸命教えておられますけど、その辺がね、ちょっと、本当にここに住んで農業したいいう人だったら、教え方も違うんやけどというような、そういう意見も聞いておりますので、その辺も是非参考に、また検討を加えていただきたいと思います。

では、次の2番目の問題ですけど、質問でけども、農地・水・環境保全向上対策についてですけども、現実に、この、先ほど、計画書の作成とか、そういったことについては、お尋ねしたわけですが、コンサルに委託された所もありますが、そのフロッピーからCDになって問題がないと言われたんですけど、結局、ある意味で、その人達にとったら問題なんですけど、CDが読み取り専用のCDなので、書き込みができないので、結局言われた物をつくって出しても、これは駄目だと言われたというか、写真が載ってませんとかね、そういうことがあって、そういうトラブルがあったんだということなんですけども、その辺、やはり、フロッピー使うのも大変とは言われてましたけど、特に、その保存、私も、未だちょっと浅いのでよく分かりませんが、読み取り専用ということになると、そこに書き込んでしたつもりでも、こう写真が掲載できてなかったというようなことが、あったらいいんですけども、その辺に関しては、どうですか。たくさんあったんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 全部の組織がCDで報告書を作られたということはありません。手書きの所もあります。ですから、使い方をですね、職員もこういうふうにするんすいうことは、来られた時にですね、説明させてもらっておりますので、これ、このCDに入っとうやつをですね、毎年実績報告を出していただきますので、それ5年間、それが利用できますので、もしかわからないようなことでしたら、また役場の方へ来ていただいたら、担当の者が、また説明しますので、出し方とか、色々。そういうことで、まあ、相談来られたら、そういうふうになっておりますので、こちらの方で相談していただいたらというふうに思います。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、その未処理というの、もう全部処理されて、それぞれの集落に返されてますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） いえ、未だ全部返しておりません。

実は、あの、補正予算で、ちょっと挙げさせていただいておるんですけども、19年度の実績の報告書をもっておるんですけども、町が管理して置いておくことになっております。それを整理させていただいてですね、その後、また返させていただきたいというふうには思っております。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あっ、補正で同じ挙げた金額が、158万4,000円ですか。そのまま、その時に言わなかったから、ちょっと質問しなかったんですけど、その分ですね。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 実は、委託でですね、実績報告書をまとめようかなということをしておったんですけども、委託しても、どうせ問い合わせ、委託先からですね、町の方に、色んな問い合わせがあったり、書類を出したりすることになりますので、それだったら、まあ、臨時職員を少しの間お願いしてですね、町の農林振興課の中でしたら、色んな書類も関係資料がありますので、そこで整理した方が合理的であるというふうに課員で判断させていただいておりましたんで、委託料の中から、金額的には、それを操作させていただくという、概ね、そういった補正をさせていただきたいというふうに思っております。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、それと、その先ほど、そのフロッピーのことなんですけども、説明を来てもらったらしすということ、まあ現実に来て、来られた方もある、来られた方が多くあるんですけども、やはりね、この新しい事業で、ましてCDやフロッピーや使い方も、まあ、そんな言い方したらあれですけど、やっぱり知らない人ね、使い方の分からない人も多かったんじゃないかと思うんですけども、やはり、そういった中で説

明して欲しいと来て欲しいということを言うと言行けないと。あんたとこ行ったら、どっこもいかなんからと言って言われたということで、大変憤慨されていたんですけども、やはり、最初には、全集落じゃなくっても3集落一緒とかで、そういった説明をするという、そういうことは考えられなかったんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） パソコンで、まあ計画書なり実績報告書を作っていたということで、CDなりフロッピーを、フロッピーを当初渡しておったんですけども、まあ、あの、地域によってですけども、パソコンの使い方をよく分かっている方、そういった方がおられたら、その方をお願い、頼んでいただいたらどうでしょうかねという話もしたことはあります。それで、こちらの方はですね、その全部の集落が使い方分からんとか、そういう話じゃございませんので、使い方がですね、機械のよう扱わないと言った方が、たまに、あるんだと思うんですけども、そういった方については、また、こちらの方に来ていただいたら、使い方等を説明もさしていただくんですけども、できれば地域でですね、パソコンをよく使われる方にですね、お願いしていただいたらどうかなというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、全部じゃないんだったら、余計説明に行けると思うんですけど、数が少なかったらね、是非、もう終わったことですけど、結局、職員に聞くと、職員は職員で1人やから行けないと。それも分かるんです。やっぱり思うのは、合併、もし合併してなかったら、どこでも、この事業を取り組む場合、4町で、だから4人職員が行くわけですから、まあ、今回4人じゃなくても、せめて職員をね、3人にしてでも説明は、きちっとするべきだったと思うんですけど、その辺は、最初から、もう1人って決めておられたんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 担当は、一応、1人は張り付けはしておりますけれども、初年度ということで、説明会、そういった面は、職員分散してですね、会場は4会場ありましたんで、必ず1カ所は行くようにというように、内容も覚えてですね、事業内容を覚えていただいて、住民の方、来られた場合、対応できるようにということで、そういうふうなことをしております。職員が少ないということじゃなしに、全職員が、なるべく、この事業の内容を分かるようにということで、そういう対応を、今までして来ておりますので、これからについてもですね、今度は、同じ様なことの報告書を出していただくようになりますので、パソコン、そういった出し方についてをですね、まあ、町の方で、こちらの方へ来ていただいてですね、説明もさせていただきたいなというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 先ほどの平岡議員じゃありませんけど、そういったことも含めてね、やっぱりパソコン教室も一緒に、それと一緒にじゃないんですけども、やはり各地区でね、やったら、今、聞いたら、それをつくづく感じたんですけども、是非、それも検討に入れて、先ほどの平岡議員の続きになりますけども、この、こういった意味でも、パソコン教室もやっぱり必要だなと思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

ええっと次にですね、ええ、それから、この農地・水・環境の関係で、これも5カ年の計画ということなんですが、その後、これから、この事業はどうか、後、引き続き継続されて、中山間の直接支払いみたいにあるのかどうか、その辺をお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 現在のところは、5カ年事業ということでしか聞いておりませんので、今のところ分かりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） では、次の最後の質問になりますが、農業の確定申告についてですけども、今回は、その廃止するということで、その30アール、3反以下とか以上とかいうあれがなくなるそうなんですけども、思うんですけども、農家も負担を掛けてはいけないということでということと言われましたが、やはり、丁寧に、そのレシートとか、そういう控えをためておくということなども含めてですね、もう少し詳しく、その農業に関しての、その説明を全体にして欲しいと思うんですけども、前も一般質問で質問したと思うんですけども、こう変わりましたよという、まあ変わって直ぐに、誰もできるわけじゃないので、まして、今度、それが廃止されるということになれば、1反ぐらいの人でもされるかもしれませんのでね、その辺は、今後そういった説明会などを開くというようなことは、考えておられませんか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 20年度分からの農業収支の、農業の、農業所得申告の見直しの件ですけども、今後、農業者の皆さんにですね、そういった見直しを行うということにつきまして、個々の農家の方々についても、個別通知をさせていただいたり、また町広報、佐用チャンネル、防災無線等でも周知をしまいたいと思っております。

で、そういった議員さんご指摘の農業所得につきましてですね、農業収支のしおりというのを作成をいたしておりますして、申告相談の際にも、来年度用ということで、個々の農家の方にお渡しをしたりしておりますし、また好評ですので、そういった物を窓口、税務課とか支所の窓口ですね、据え置きまして、お求めに応じて対応をさせていただいておると。併せてまた、記帳の仕方などもご説明をさせていただいておると。言ったようなことを個別に進めてまいっておりますので、また、確定申告の際にですね、事前に農業申告相談といったような機会も持たせていただきまして、個別の対応ということで進めてお

りますので、そういったことの充実化で、対応を進めたいというふうを考えておるところでございます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、後3分です。笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 事前に、その相談、個別に相談を持つと言われたんですね。

それですね、それもそうなんですが、それと佐用チャンネルや広報や放送でされるいうことなんですが、ちょっと今日持ち合わせてないんですけど、加古川市の広報では、佐用もそうなんですけど、医療費なんかの還付書いてありますね。還付できますよというのんが書いてあるんですけど、それと合わせて、加古川もう少し丁寧に、その農業なんかのことも、ちゃんと書いて、勿論、領収書とか、そういう物は置いておいてくださいとか、こういうことができますよというのが、詳しく広報に掲載をしてね、出されているんですけども、今までですと、佐用町の場合は、農業の変わりますよというのは出てましたけど、その、まあ例えば、還付できるかどうか分かりませんが、兼業農家だったら、ほとんどの人が、2反、3反の人でもね、還付される人が多いと思うんです。全部とは言いませんけど。

それから、やはり、それをすることによって、ほとんど農家で黒字になったという家は、ほとんど小さな農家だったらないのでね、そういった小さな農家の人でも、することによって年金だけの収入でも、次の年の、その年にしたら、その年ですね、20年にすれば20年度の国保税とか、そういった介護保険税が、少しでも軽減されますよと、まあされますよとまではいきませんが、まあ、結局、申告することによって、還付のある人もできますよというようなね、そういうお知らせを是非して欲しいと思うんですけど、その辺は、どうですか。

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 申告ですので、基本的には、正しい、正しくですね、申告をしていただくということを、指導をさせていただいておるところでございますし、還付とか、まあ今、議員さんも言われておりましたようにね、還付になるケース、還付にならないケース、個々に、そういったケースが出てまいりますので、そのことに重点を置いたですね、指導ということはできませんけれども、正しい申告をしていただくためのですね、PRにつきましては、できるだけ広報掲載の際にですね、そういうことも含めまして、できるだけ詳しく対応ができるように進めて参りたいと思います。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

5番（笹田鈴香君） お願いします。終わります。

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君の発言は終わりました。

続いて、7番、松尾文雄君の質問を許可いたします。

7番（松尾文雄君） それでは、人事評価制度の導入について伺いたいと思います。

平成20年度より本町も人事評価制度を導入すると聞いておりますが、民間企業と違い、公務員の場合、非常にこう評価の基準が難しいと思われま

す。そこで以下の点についてお伺いしたいと思います。

民間企業では、評価する基準がコストの削減が何パーセントできたか。また、生産量・売上高がどれぐらいあってできたかと言ったような多くの評価する課題や、また点数にも表しやすいと思われま

す。町職員の場合には、どの様な評価をするのか。また、適切な評価が行われるか伺います。

②点目といたしましては、評価される側・する側共に、評価項目を示した評価表、いわゆる評価リストが作成されているかと思われま

す。③点目といたしましては、評価したものをどの様に活用していくのかお伺いしたいと思います。まず大きな2点目としまして企業誘致についてであります。今定例会には、企業誘致促進にかかわる条例が提案されておりますが、佐用町にとりましては、自主財源の確保、少子高齢化等を考えれば企業誘致を進めていかなければならない大切な政策だろうと考えております。今後、企業誘致を進めていく上で、昨年、才金ファーム問題が様々な経験になったかと思

いますので、そこで以下の点についてお伺いしたいと思います。昨年の才金ファーム問題は、いわゆる産業廃棄物処理業の認可を受け、中間処理をし有機肥料を製造し販売していく会社と聞いておりましたが、才金周辺の地域から企業誘致の反対運動が起き、町長と幕山地区等の協議の中で、町長は、業者に対しまして白紙撤回をお願いしていくとのことでありま

したが、白紙撤回の方はできたのか伺います。②点目、今後、産業廃棄物処理業の認可を受けた企業の受け入れについてどの様な考えをされているのか。

③点目につきましては、水道水源保護条例に係わる影響の範囲はどの様に考えておられるのか、以上お伺いします

ので、よろしくお願ひします。議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願ひします。

町長（庵途典章君） それでは、松尾議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、「人事評価制度の導入について、どのような評価なのか、また適切な評価が行われるのか」というご質問でございますが、議員もご承知のとおり、人事評価、まあ勤務成績の評定は、地方公務員法で「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」と規定をされています。

この要旨は、「公務能率の観点から、地方公共団体は勤務評定を実施して、その結果に応じた措置を講じる必要がある。」ということでございます。

この「勤務成績の評定」は、それ自体が目的ではなく、その結果を人事管理の上で活用することにより、「公務能率を増進させ、住民サービスを向上させる」ことが目的であり、地方公務員法の基本的理念の1つであります「能力主義」「成績主義」の観点からも、その目的を達成するための極めて重要な手段であるというふうに考えているところであります。

ですから、その評価は、「公務能率を増進させ、住民サービスを向上させる」という目的に照らして、勤務成績が良好であったかどうか、職務に必要な能力、資質を備えているか

どうかを判断するというものであります。

佐用町におきましては、「人材育成基本方針」を昨年の10月に全面的に見直し、健全な行財政運営と更なる住民サービスの向上のための資源となる「人」、「もの」、「金」のうち、活用することによって大きな成果を生み出す可変性のある「人」の育成が重要であるとの観点から、「人材の育成」に重点を置いた「人事評価制度」の導入を進めているところでございます。

本町の人事評価制度は、「能力評価」と「業績評価」の2種類とし、まず管理職員のみを対象に「能力評価」から実施することとして、現在、試行中でございます。

この「能力評価」の試行にあたりましては、昨年の8月から、評価者、被評価者の研修を重ね、「人事評価の目的と意義」、「公平性、客観性、透明性などといった評価の基本原則」、また「評価項目」、「評価要素」、「評価方法」などを明らかにし、評価をする者、評価を受ける者、共通認識のもとで進めているところであります。また、この評価結果は、地方自治法の基本原則であります能力主義や成績主義を実現する手段として、また、研修及び勤務成績の評定の趣旨を十分に踏まえ、人事異動、昇任、勤勉手当の査定などに活用し、そして、評価者、被評価者の納得性の高い「人事評価制度」を目指すとともに、住民サービスの向上のための「職員」であるという人材の育成につなげる、適正な人事管理制度を構築して参りたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解の程をよろしくお願いを申し上げます。

次に、企業誘致についてということで、才金ファームの企業進出についての問題で、この計画は撤回できたのかということではありますが、先の、片山議員でのご質問でお答えをさせていただきましたように、まだまだ、色々とお話をしておる最中でありまして、最終決着までは至っておりません。まだ、暫くの時間が掛るというふうに思っております。

次に、今後産業廃棄物処理業の認可を受けた企業の受け入れに関する町の考え方でありますが、企業誘致は、重要な施策のひとつと位置づけており、この度の、企業立地促進条例を改正するなど、推進しているところであります。しかし、住民が安全で安心な生活ができるまちづくりが最優先であります。公害問題等の法律や条例に基づいた審査は関係課連携しながら、厳しく対応することは勿論ではありますが、法律に抵触しない企業であっても、当然、地元住民の理解や協力を得ることが最も重要なことであるというふうに考えています。今後も、地元・企業・行政が一体となって推進する体制で企業誘致を進めて参りたいというふうに思います。

次に、水道水源保護条例の目的、制定の趣旨につきましては、町内の水道水の源に係る水質の汚濁を防止し、安全で安心して飲める水を安定的に供給し、町民の方々の「きれいな水」を享受する権利を守るため、町内全域を水道水源保護地域として指定し、町行政、事業者及び町民の皆さんが、それぞれの立場の中で、将来にわたって水道水源の保護に努めていただくように規定しておりますことは、十分ご理解をいただいていることと存じます。条例の、その影響の範囲ということにつきましては、これは立地する企業の事業の内容、また規模にもよるものであり、一概に規定はできないというふうに思います。また、一方では、「佐用町企業立地促進条例」に基づく企業誘致が新佐用町の更なる活性化を図る上で、重要な事業であることは、松尾議員もご指摘のとおりであります。今後、それぞれの条例の本旨も理解しながら、また「佐用町良好な環境の保護に関する条例」との整合性を図り、企業誘致を推進しなければならないというふうに考えております。

以上での松尾議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） ええ、まず、評価制度の導入でありますけども、まず幹部職員だけというふうな、まず、そこから入るわけですか。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 現在、20年度から幹部職員、課長級、副課長級、それから参事級ですか、そういうところ、ああ主幹もですね。はい。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） いわゆる、まあまあ、どっちみちきちっとできてると言うんですけども、いわゆる主幹は、いわゆる副課長がとか、副課長は課長がとか、そういうシステムで評価するようにできているかと思うんですけども、いわゆる、その評価を、恐らく第1次、第2次とかいうふうにされていくようには、恐らくしてあるかと思うんですけども、まず1次では、どこがどこまでするんですか。

議長（西岡 正君） はい、副町長。

総務課長（達見一夫君） まず、副長の方が課長級。課長級が、参事・副課長それから主幹を評価いたします。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） それを第1次的に言うと、第1次チェックの部分ありますね。評価した。その部分は、逆にどういった形でいかすんですか。そのまま、上まで上がるんですか。いわゆる、主幹に関しては、今言う、主幹と参事は課長がする言われたんかな。ほな、その1次評価した部分に関して、どの様に、いわゆる課長が参事・主幹に返して行くのか。それをせずして、直ぐ、いわゆる副長が、その課長の審査をするとか、そういうふうなんあるんですか。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 今、おっしゃいますように、課長が、その下のですね、部下の評定を行います。その課長のしたものを、まず第1次で、私の方が調整をいたします。そして、その次に、第2次で町長の方が、また全体の方の調整をするというような、まあいわば2

段構えと言ったらいいんでしょうか。そういう形でさせていただくことになっております。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、そのチェックしたんは、まず第一段階で、調整する。まあまあ、その調整の仕方ですよ。いわゆる人事評価制度に関しては、いわゆる、その該当する職員と評価した人間とが、やっぱりフィードバックすることによって、こうモチベーションを上げて行くんだというふうなやり方をしていくと言うて言われているんですけども、やはり、その部分は、いわゆる今、課長が評価した部分に関して副長が、そういった部分を補っていく言うことですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 場合によっては、そういうことも必要かと思えますけれども、そのフィードバックについては、1つ上。例えば、課長が参事から下のをします。その分について、必要があれば面接等して、そのした者に返していくという格好になるかと思えます。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そしたら、課長が評価した時点で、そこでフィードバック、その参事なりにしていくということですね。
そして、その課長の、いわゆる評価については、今言う副長が行っていく。それで、その時に、いわゆるまたフィードバックしてやっていくという、そういうやり方でいいんやね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

総務課長（達見一夫君） そうです。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） いうことは、佐用町の場合3段階になるということですか。最終的に、町長が入られるわけですから。そういうことでしょ。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） そういう、その、どない言うんですか、そういう順番を取れば三段階という格好になります。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そこでもね、非常に、まあまあ、皆、幹部職員ばかりですから、十分分かるかと思うんですけどね、この評価することによって、いわゆる、色んな問題点が、逆に出て来ると思うんですね。非常に役場職員難しいんですよ。いわゆる勤勉よくするというのはね、やっぱり、どう言うのかな、課長の指示の仕方によって、もの凄く変わってくるわけですね。いわゆる指示の仕方、そういった部分が、参事なり主幹が、十分理解した上でできれば、いわゆる十分できたということになりますけども、解釈が違った場合ね、それを評価する点数が変わってくるということですよ。そやから、逆に、評価する、せんだけじゃなしに、指示の与え方というのが、非常に大切になるかと思われんですけども、そこらの部分も十分に、いわゆる、今研修してやられるということですけども、されていくわけでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今、町長の方からも説明がありましたように、去年の8月頃から、色々研修を重ねて参っております。その中で、管理職、主幹以上の説明会、それから、実際の演習等、それらも含めてやっております。ということで、これらについては、今、松尾議員がおっしゃるように、非常に難しい部分があるかと思えます。ということで、やはり、慣れと言うんですか、そういうある程度、期間を要するかと思えます。その中で、今、松尾議員が言われたような、上から下への指示等、そこらも、的確にできるような格好でやってまいりたいと考えております。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですよ。その指示の仕方を受け取る側が全部変わってくるわけですから、これまで往々にあったのが、口で、口頭で言うとしたらというふうな部分では駄目なようになってくるのかな。逆に言いますと。やはり指示は的確に、その指示の仕方によって全て変わってくるという要素がありますんで、いわゆるチェックするだけではなく、やはり指示する方法、そういった部分も、今回十分検討していかなあかんのかなというふうに思っておりますが、また、非常に心配しておるのは、通常の事務事業には、さほど問題ないかと思われるんですけども、一番、問題になるのが事業課、事業課の部分が非常に問題なんですよ。今回も、いわゆる入札の云々とか、色んな問題出てきますけ

ども、例えば、追加工事が出るというのはね、追加工事が出るということになれば、事務がうまくできていなかったか、できたかできてなかったかというふうな評価の仕方もあるわけですよ。そやから、現場を十分に承知の上、発注しとけば追加工事は一切出ないということですよ。それが、追加工事が出たということになりますと、事務処理がうまくできてない。いわゆる現場を十分に承知してないまま発注していたというふうな方向にとられるということですね。とることができるということですよ。評価になれば。そやから、そういった部分をどういうふうにしていくのか、非常にこう難しい問題が出て来るのかなど。まあ、いわゆる現場は現場と言いますが、やはり設計におきましても、設計とか仕様書、それぞれの発注するのは事務職員がするわけですから、その時に何か落ち度があれば、必ず、いわゆる追加工事というような格好になります。こういった、評価制度を取り入れることによって、その事務処理いうものを、きちっとしていかないと、いわゆるマイナス評価の要点でもわるわけですよ。いわゆる。追加工事が出て来るというようなね。そういった部分をどうするか。また、それが、いわゆる参事級が悪いのか、主幹が悪いのか、いわゆる工事発注までには、皆、それぞれ課長が決裁し、副長が決済し、町長が決裁している。そのまま、皆しているわけですから、それで、いわゆる工事は進んでいくというふうな部分があるんですね。事業課においては。ほな、その時の問題は誰が問題だったか言うと、皆決裁してますからね、そこらの責任がね、非常に、また不明確なところでもあるんですけども、そういった点、どういうふうにかえられているか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、あの、役場職員の色々な仕事においてですね、事業課だけではなくて、一般の事務事業においても評価の、この基準っていうのは、非常に難しい、評価の仕方は難しいと思います。まあ、もう、何と言っても、これは、それぞれの仕事を評価する側は、まあ、それぞれの上に立つ管理職、その仕事自体を、よく把握して来ないと評価ができないわけですね。そのことは、もう全体に言えると思います。ですから、今までのように、例えば、ただ、決裁を何も考えずにポンと押すということでは、評価ができないわけですね。だから、そういう面では、逆に、この評価によってね、より、そのそれぞれの責任なり、仕事に対する取り組みの見方っていうものが、きちっとやらなければ、もう向上してくるんじゃないかなというふうには、まあある意味では期待します。ただ、その言われる、その評価の中でね、今、具体的に上げられました事業課で、工事で、追加工事が出たと。これがマイナス評価だけではなくて、逆に、現場ですから、色々な予期せぬ、実際に分からない部分で、こう対応しなきゃいけない部分が出て来るとする。それを、きちっと、逆に対応、追加工事なり変更、変更設計なりをしてですね、やはり処理をしていっとかないと、それを、そのままにね、設計どおりやってしまったというのでは、また、これも非常に問題があるわけです。ですから、その辺が、現場主義って言いますか、現場についても、それぞれの評価する側、担当者、お互いに、その課の中で、仕事をしている一体の中で、評価をしあい、また評価をされということなんですから、まあ信頼関係と同時に、それをきちっと管理をしていく、把握をしていくという、こういうね、姿勢というものが、求められるということだと思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） あの、いわゆる、本当これ難しいんですよ。そやから、どういうふうの評価していくかというのは、いわゆる数字だけで表せばね、さっき言った、いわゆる追加工事が出るということはマイナス要素ですよというふうな部分ですよ。文書でいけば、けども、やっぱり、そればかりは言えないというのは、町長言われるとおりでですけども、ただ、非常にね、職員の場合、まあまあ、時代の流れで、人事評価制度導入をせざるを得ないというのは十分理解できるんですけども、大変な部分ですなというふうには思うんです。今現在でもそうですけども、色んな仕事あって、やっぱり時間外やりますよね。職員。そのね、時間外やるということも、角度考えればね、いわゆる持ち時間にやれないということは、いわゆるマイナス要素なんです。評価制度から言いますと。いわゆる時間外をすることによって、これからだったら、クーラー代や何やら、色々要る。その分が、正直言うて、町の負担にもなるということですよ。仕事が遅れることによって、それだけ町に迷惑掛けとんだという意識があるかないか。極端に言うたら、そういうふうな部分でもあるんですね。そやから、そこらをどういうふうにしていくのがというのがね、まあまあ、導入そのものはいいことかな思うんですけど、非常に、この、いわゆる評価する側もそうですけども、される側も非常にこう大変な部分かなと。

町長はね、4年に1回ね、住民から評価されますからいいですけど、副長は逆に、私も議会が評価していくかなというふうには思ってますけどね。やはり、その評価する、される側が、どういったことをされているのかというのは、恐らく評価リストというのは、作成され、それぞれの皆さんに配って、周知徹底はしてあるかと思うんですけども、まあ、あのどういったものか、若干説明が聞くようでしたら、教えていただければ非常にありがたいんですが。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今、松尾議員がおっしゃられましたように、非常に難しい点があります。ということで、私どもといたしましても、色んな所のものを寄せたり、色々考える中で、できるだけ分かりやすくしやすい部分にしたいということで、まあ能力、町長の説明の中にもありましたように、佐用町としましては、とりあえず人材育成という格好の中から取り組んで、とりあえず能力評価から始めようということにいたしておりました。そういう分の中で、評価基準等の一覧表。大きな項目で5項目、その項目をまた、14項目に分け、それぞれ、また1つずつ評価ができますように、5段階、A・B・C・D・Eという格好にして、なるべく小さな着眼点と言うんですか、そういう格好の中で、各管理職等が、それを見ながら、こう評価ができるような格好にいたしております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） その評価制度の中で、いわゆる、その100パーセントの中でね、いわゆる期待度が何パーセントに持つとか、行動の部分は何パーセントぐらい見るとか、後、技能とか知識、色んなものを何パーセントとか、いわゆる勤務態度を何パーセントぐらい

見るとかいうのがあるかと思うんですけども、大体何パーセントずつぐらいの見方はされているんですか。

議長（西岡 正君） はい。

総務課長（達見一夫君） ええっと、今のところは、そういうパーセントにはいたしておりません。

今、申しましたように、例えば、知識・技能であれば、それを5段階にしてA・B・C・D・Eということで、非常に、例えば、こう優秀な知識、技能を十分有しており、職務の遂行上極めて有効に活用したというふうに判断すれば、それを5点。それから、Bは4。以下3、2、1と、そういう格好での評価をいたすようにいたしております。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そしたら、いわゆる知識・技能の部分だけの部分ですか。いわゆる能力主義の中で、色々あると思うんですけども、いわゆる役所として、こういうことは、役割の部分でお願いはしたいという部分ありますよね。ここまではという。それを何パーセントに見るか。それで、そういった期待に対して行動がどれぐらいしたかという部分ね。いわゆる通常の勤務状態は何パーセントぐらい。大体その全体100としますと、どれぐらいの割合ずつで見るとかいうのはないんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） ちょっと、そこまではしてないんですけども、一応、どう言うんですか、評価項目の中に、例えば、知識・技術、これを5段階。それから判断力、それから構想・企画力とかいうような格好で、そういう分を14項目設けて、それで、一番優秀なものを5と。以下、5、4、3、2、1と、そういう格好での評価にいたしております。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、評価制度は、色んなね、やり方がありますので、一概に、どれがどうか言えませんし、するわけですけども、やはり、あの、知識・技能言うて、いわゆる、それがあただけでは駄目でしょ。それをどういうふうにも成果を活かしたかという部分。いわゆる、役割いうのは、やはり課長は、ここまでの役割というの、やはりして欲しいというの、恐らくそのチェック項目の中に役割ということで、加えていくはずではね。それで、そこへチェックされる側として、自己目標として、どこまではやりたいということはしていくとか、それによって、その経過の部分が、1つで現れてくるというふうな部分があるわけですけども、まあ、あの、そういったことが、どこまでできるか、できんかいうのは、色々あるわけですけども、まず、役割いうものを明確にしていかないと、課長は、こういうことをきちっとするんですよとか。それぞれ主幹はこうですよ。その役割に対して、自己目標、いわゆる本人が、どこまで目標を達成していくかというふ

うなことも、やることがあるかと思うんです。ただ、これ人事評価制度というのは、いわゆる民間で、色んな企業が提案しているわけですね。そやから、どれを、いわゆる、この佐用町が用いるかによって、評価表そのものも変わってくるという部分ですけども、いわゆる自己評価の部分もやっぱりあるんです。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今のところ、業績評価の方には、取り組んでおりませんので、そういう目標は設けておりません。

それと、松尾議員がおっしゃいました、職によって、どこまで必要かという、その部分については、今、申しました 14 項目、その中で、例えば、課長級だったら、どれどれが必要とか、それから、主幹だったら、どれどれが必要とか、そういう項目を挙げております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） 非常に大変な仕事ですけども、この評価することによって、いわゆる町民にサービスが十分にできるようになることが一番かと思えますので、その様に取り組んでいただければな。また、本日、課長さんら皆おられるわけですけども、非常に決裁の仕方いうのをしっかり考えてやらないと、決裁をした限りは、主幹が参事かというふうな部分じゃなしに、自分が責任もつんだというやり方でやっていかないとね、恐らく、まあ、副長、町長にしてもそうですけども、決裁した以上、全部責任はあるんだという意識が、今一度持つ必要があるかなと思えますので。まあ、あの、非常に、これ今年から始まったばかりということで、制度上、またドンドン、ドンドン、いわゆる佐用町に合った評価制度をつくっていかないかとは思いますが、まあ、今後にまた期待したいと思います。まず、評価制度は、これぐらいに、まあまあ、今日のところは言うたら怒られますけども、色々また、今後伺う時があれば伺いたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

続きまして、企業誘致についてでありますけども、まず、まだ①番目の問題としては、白紙撤回ができてないんだと。非常に難しいというふうな部分がありましたけれども、先ほど、片山議員からの質問の時にですけども、優秀な物については断ることはないですよというふうな部分が言葉的に出てましたけども、いわゆる白紙撤回を求めたということになりますと、この才金ファームは何か問題があったということですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、才金ファームの計画そのものはですね、それぞれの手続きを踏んで来ておられますし、まあ、色んな町の水源保護条例においても、その、指定施設ではないという形の答申もいただいております。しかし、最初に申し上げておりますけども、そういう、その産廃と言われる、規定される企業だけではなくてね、他の色んな事業に、企業においても誘致、立地するためにはですね、やはり、地域の皆さん方、住民の皆さん

方が、やはり安心して、また一緒によく理解をしていただいでですね、これを誘致するということが何よりも大事だというふうに、住民の理解や協力を得るということが大事だというふうに思っております。そういう中で、才金ファームの取り組みについて、まあ、色んなまあ、経過の中、色々これまでも、この議会の中でも、色々説明し、皆さん方にも、他からも質問を受けておりますし、皆さんも、その辺は、よく分かっていただいていると思いますけども、地域が、今、非常にね、混乱をしているような状態です。ですから、まず、その企業の内容がどうであるとか、いいとか悪いという以前の問題としてですね、やはり、まず地域が、幕山地域として、そのお互いに地域の和が、しっかりと修復できるような、そういうふうな状態に戻すということ、するというのが第一であり、そのためにはね、一旦、この事業を中止していただいた上でね、これを後、改めてね、冷静に、色々、その企業の内容、また企業誘致の必要性、そういうことも考えていくべきではないかと、そういうことを事業者の方にもご理解をいただいたいということをお願いをしていると、これはお願いをしているということでもあります。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、白紙とかね、そういうふうな部分は、僕は、地元の方は、もしあかんのんだったら、白紙をお願いしていくとかいう部分ね、行政というのは、やはり、手続き上の問題で、何か問題があれば、それは、それではっきりしないと駄目かと思えますよね。町長が、率先して撤回を求めるんだという言い方していきますとね、いわゆる、その産業廃棄物の認可を受けた業者については、受け入れはできませんよというふうな形の町条例でもつくっていかないと無理ですよ。恐らく地域的に佐用町というのは、やっぱり県の一番端というふうな部分がありまして非常に残念なことに、そういった処理業の関係の方いうて、今後、進出が出て来る可能性も十分あるわけですし、現に、今現在も、この佐用町内に、そういった処理をする中で、会社が運営されているということもあるわけですから、やはり、その、やはり行政としてね、そういうお願いしていくというのが、いいのか悪いのかというのがね、僕自身未だ十分理解はできないんですけどね。やはり色々な問題点がある。それは、住民が、必ず安心して住める町づくりをするために、色々な部分でお願いはしていかなあかん思う。それは、いわゆる色んな、こう協定を組むとか、色んなことをせないかんのんですけども、まず、白紙に戻して、それから、もう一度、元に戻って最初からいうことになる、いや、どうなんかなという、まだ、未だに疑問なわけですけども、やはり、行政としては、手続き上、問題がなければ問題がないということでやればいいし、問題があればNOですよ。いわゆる、こういった今回のような部分で、白紙撤回を求めていくということが、町長の口から出た以上、今後、いわゆる2番目にも書いてありますけども、産業廃棄物処理の認可を受けた業者が、また、こう申し込んできた時どうするのか。いわゆる才金ファームの場合には、白紙撤回を求めたけど、次は、OKですよという、そういうふうな部分なのか。やはり、そうではないということになれば、それなりの町条例いうものを、きちっとした物をつくる必要が逆にあるのかな。安易にこう、行政そのものが白紙を求めて行くというのは、非常におかしいのかなというふうに、私自身は、思うんですね。やはり元々、民々の問題ですので、やはり申請上問題なければ、それはそれで、粛々と行政としては進んでいく。いわゆる、それで問題があるとすれば、また、その地域の方々が、そういったことをお願いはしていく。それで、協定する中で、十分協定が結ばれなかったら、当然、話が進みませんから、これ以上はできませんということで、

いわゆるお断りするとかいう部分があるかと思うんですけども、何かもう1つね、白紙を求めてく理由がね、十分理解できないんですけども、やはり、今後、特に、そういった企業誘致をする際に、この頃、どっこの会社もそうですけども、これまで原料として仕入れていた物が、いわゆる産業廃棄物であるというふうなことが、結構多いんですよ。いわゆる普通の会社でもね。いわゆる誰が、どう見たって、そうは思えないのに、中の原料がそういう物を使わざるを得ないというふうな業種もあるわけですよ。それで、そういう会社が出て来た時に、また同じ様な繰り返しになる。そやから、そこらの部分を、もっと明確にしていかないと、佐用に、折角、今、いわゆる企業誘致をして、税制の問題で、いわゆる負担をなくして、少しでも企業に来てもらいたいというふうな意識があるのにも係わらず、その条例の部分と実際とが違ってくるという部分がありますよね。だから、そこらの部分を、どういうふうと考えられておるのか、やはり、申請に対しては、粛々と行っていくのが筋かと思いますが。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。

町長（庵途典章君） まあ、当然、あの条例というものがあります。それが、1つの、それに基づいて、町行政を行っていくということですけども、ただ、その条例だけではなくてですね、そこに行政の指導という部分、これは、その条例では、だけでは、これは全て解決ができない部分、対応できない部分、少なくとも、住民の、その今言いましたようにね、住民の皆さんに対する安心という部分なり、理解、こういうことについてですね、当然、それが町としてですね、住民の皆さんが、今回のようにですね、非常にまあ、不安を持たれたと。で、全体で、地域の中で、今、非常に混乱をしている状況、それから、そういう幕山地域としての才金集落を除く、集落全域が、全体としてですね、この事業について、何とか撤回して欲しいという要望、上月の自治会からも、そういう物が出て、議会でもそれを採択されたという状況、こういうことを踏まえて、当然、町の方へですね、そういうことの中で、その要望に対して解決をして欲しいということを町長は、町の責任者として、町長の方へ要求があるわけですね。それに対して、条例で粛々とやりますよというのでは、やっぱり町長としての立場としては、これは、やっぱり、その責任を果たさないということになると思います。ですから、やはりそれは、そういう全て一律ではなくてですね、こういう状況の下に、今回については、一旦、この事業について中止をしていただきたいということをお願いをしているわけです。

ですから、まあ、当然、今言われますように、今後、色んな企業が、誘致も考えていかなきゃいけない。積極的にやらなきゃいけないと、そういう中で、その地域の皆さん方に、そこに立地する周辺の皆さん、関係する皆さんに理解をしていただく、しっかりとね、理解をしていただく取り組みというのを、まずしていかなきゃいけません。だから、それに対して、町も当然、町の立場としてですね、住民の不安を取り除く必要、そのしっかりと判断をして、必要なことであれば、住民に対する不安を取り除くために説明もしていかなきゃいけませんし、また、町としても事業者に対しての指導もしていかなければならないということだというふうに思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 確かに、業者に対してね、いわゆる住民の不安材料があるとすれば、

こういった不安材料がありますから、そういう部分を早く解決してくださいという、そういった指導はしていくんですよ。それは、指導は、当然していかなあかん思います。

あの、行政が白紙を求めるというのは、これはちょっと、違うと思います。やはり、いわゆる指導いうものをしっかりしていく。白紙に関しては、地元の人は、白紙は白紙で業者に対して言うていく。やっぱり指導してもできないということになれば、いわゆる町として受け入れはできませんと、はっきり言えばいいんですよ。指導をお願いしたにも係わらず事業所が行ってないので、困りますということをはっきり言えばいいんですよ。その前に指導をしっかりすべきかと思えます。その指導が、逆に不十分かなというふうな部分です。やはり、白紙撤回を求めていくという、まあまあ、指導したけども、十分に聞いていただけなかったんで、元へ戻してくださいと。受け入れはできませんと言うなら分かるんですけども、やはり、そこらの順序が若干違うのかなというふうには思っておりますけども。今後、恐らく佐用町に色んな企業が来ることを願っているわけですけども、そういった時の処理の仕方ですね、今回のような処理の仕方を逆にしていくと、いわゆる企業としては、非常に不安があるかと思えます。やはり、それぞれの申請状態、申請する中で、全部クリアーしているのにも係わらず、そこがうまくいかないというのは、やはり、特に地元対策の部分でうまくいかないというのは、色々あるかと思えますけれども、町長そのものが白紙をお願いしてきたとかいうと言われるとね、企業としては、非常に不安になるかと思うんですね。やはり、白紙を求めるなら求めるなりの根拠がないと無理かと思うんですね。ただ、今のところ、地元がこう言うてるから、こう言うていくいうんではなしに、やはり、そこへ白紙を求めるまでに、いわゆる改善策というものを、きちっと出してくださいよというふうな指導をしていかないと、今後、いわゆる企業受け入れに際して、企業側にとっては、非常に不安かと思えますけども、そういった点、やはり、どの様にされていくのか。いわゆる書類上、何ら問題なくっても、いわゆる住民が反対してくれば、いわゆる町長は、今回と同じ様に白紙をお願いしていく。企業誘致をしないという方向で進むのか、進まないのか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、あの、当然、住民、今のね状況の中で、そのことをお願いしておるんで、最初から白紙撤回をどうのという話ではありません。

まあ、これまで今、松尾議員も、今までの経過、今の状況というのは十分ご存知だと思います。これが全て、これに当てはめての話、今後のね、同じ様になるということではない。こういうことにならないように、それは、当然、これからの事業について、十分にね、事前に地域との協議、理解を求める努力、それは企業もまた誘致をする方も、色々、その努力もしていかなきゃいけないと。そういう中で、理解が得られる中で、企業誘致は当然進めて行くということでもあります。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですよ、やはり地元との理解という部分で、いわゆる、この3番目に入っている、この範囲ですね、そこをどこまで認めるかですよ。どこにするか。

まあ、あの、今回の件は、一番最初は才金集落だけというふうな地域指定をしていたという部分で、後々色んな、そこが狭いや広いやいうふうな部分があったわけですけども、

今回、こういった問題を通じましてね、今後、こういった申請があった場合に、その範囲というのを概ねどこまで決めて行くかというのをね、今回、はっきりしていかないと、いわゆる今の状況、今回と同じ様な状況が生まれる思うんですよ。そこの本当のこう、元、いわゆる今回ですと、才金集落だけの範囲という中で、認可をするせんとかいう部分で来たわけですがけれども、そういった部分で行くのか、今回は、それでNOということになれば、逆に、その範囲を約どこまでぐらい、まず地図上で言えば何キロ範囲とかいうのありますよね。例えば。それをどういうふうな範囲を考えられているのか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今回の場合におきましてもね、1つの指導要綱の中では、そういう範囲というものがね、定められているわけです。だから、そういう意味では、才金集落が、その法令上の手続きの行う、住民説明また、それによって公告縦覧を行う地域ということは定められてあるわけです。まあ、そういうことで基本的なところは、行政としては指導する。ただ、町としては、それ以上に、プラス、それに対する住民の指導という中でね、今回においても、幕山地域に対しては、ちゃんとよく理解をしていただくように、説明をしてくださいと。理解をして、とってくださいよということは、当初からお願いをしているわけです。指導をしているわけです。これは、事業者に対してでもありますし、それから、誘致を求められた、しようとした才金の集落の自治会長さんにも、そのことを当初からお願いをしたわけです。ですから、今、松尾議員言われるように、じゃあ、町が条例を決めてね、県条例なりがある、それ以上に範囲をどこまでだ。そういう範囲については、中々、その事業の内容なり規模、そういうものによってですね、影響範囲とか、水を出す出さないによっても違いますし、排水の量とかね、また、施設で焼却をするような施設であれば、また別問題ですし、色々あります。

ですから、その範囲というものをね、明確に条例で決めるというのは、中々難しいと思います。そこがやっぱし、地域住民との話し合いなり、説明の最初から、きちっと説明をしていくという中で、これは、町の行政判断の中で考えて行かなきゃいけない部分だと思います。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） その影響範囲ですね、明確にしとかないと、企業は分かりにくいん違います。そやから県では、この範囲いうて決めてますよということで、いわゆる今回、まあ、今回の才金が分かりやすいんで、才金の部分でいきますと才金集落だけっというふうな部分で、それでいいですよと言うたわけですがけれども、まあ、それに基づいて町も、元々は動いていたという経過があるわけですがけれども、やはり、町としては、いや、その県がしている指定範囲よりも、まだ広げていきますよということは、するならばではっきりしとかないと、企業として、いやどこまで、そしたらしたらいいんですかという問題になりますよね。そやから、やはり、それは、いわゆる水道水源保護条例の中で、影響の範囲としては明確に表していかないと、どこまで説明をどういうふうにしていったいいかいうて分かんないんですよ。やっぱり、その時に考える。その時に考えるって言うて、その都度、その都度、申請する側から言われたら、変わられたら困るわけで、そやから、今までは県の範囲を1つの町の範囲というて決めてたという要素があるかと思うんです。それで駄目

だったら、どこまでですよということは、やはり明確にしていかないと、やはり企業としては、非常に大変かと思うんですね。この際、本当、今回のこういった問題言うたら、非常にいい経験になったかと思うんですよ。そやから、この範囲を、やはり町としては、もうちょっと広げていくんですよという、いわゆる、その原点の集落プラス、その周辺とか言うてね、もうちょっと分かりやすくしていかないと、いわゆる企業側からしたら、佐用に来た場合、どこにどこまで説明して行っていいか分からないという部分がありますよ。やはり、そこら明確にすべきかと思いますが。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、水道水源の、この条例に関してはですね、これは全域ということになってますね。ただ、そのために、その審議委員さんもですね、全域、全町から出ているわけなんです。ですから、まあ、ただ、その内容の審査については、当然、その、その企業の事業内容、それから排水を色々たくさん排水を出すのか。また、そういう水を使わない事業なのか。全く関係ないのかということ、そういう物からちゃんと冷静にきちっと判断をしていただくということにならなきゃいけないと思います。

それから、後、色んな問題、その企業の事業の内容によって、また規模によって、先ほど言いましたようにね、影響範囲っていうのは、非常にまあ、異なると思うわけですが、ですから、まあ企業においても、当然まあ、そういう事業を行なおうとする時には、町の方へ相談に来られます。それに対して、通常の一般的な条例に基づくものというのは、企業もちゃんと押さえて来られると思いますけども、それ以上に、町としては地域の状況踏まえて、地域に皆さんにも事前に説明し、町としての、やっぱり行政指導という形でのね、やはり指導は、当初からしていくということになると思います。

ですから、その範囲をね、その最初から町としては、ここまで決めなさいというのは、条例上決めるのは以上に難しいなという感じはします。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

7番（松尾文雄君） まあ、今言う、申請の時に必ず来ますよね業者は。ほな、どこまでということ、その時点で言わないと駄目でしょ。ここまでこうしてくださいよということ。そやから、そういうことを、何らかの形で表しとかなないと、今言う、県の申請においては、これでいいですよ言われたのは、才金の集落だけの話ですからね。それで、その周辺に対して、こういうふうにしてくださいよ言うのは、逆に町の条例の中で入れるとすれば、この範囲はしてくださいよ。ここを中心として半径何キロ以内の集落に対しては、全部責任を説明責任をきちっと果たしてくださいよ。その了解が得ないと、町としては無理ですよという話をしていかないと、いわゆる、その企業企業によって違いますから言うて、その都度、その都度違うようでは、逆に困るわけでしょ。そやから、いわゆる水の使う量とか、そういう部分じゃないんかと思うんですよ。使う量が少なからうが多からうが水道水源に全部かかってくるわけですから。そやから、どこまで説明していいかというのは、やっぱりもうちょっとはっきりしとかなないと、企業の方も、その説明責任を果たすにも果たしにくいところがあるんかな、まあ、今回の件で、特にそういうふう思ったんで

すよね。そやから、企業としては、何か才金の方だけ、こう説明が十分しておけば大丈夫というふうな意識があったのかなというふうに思うてるんですけどね。やはり、そこらの、いわゆる影響の範囲、いわゆるどこどこに作るとすれば、ここまでの説明がいきますよいうふうな部分を、やはり明確にしていく必要があるかと思えます。

まあ、あの、恐らく今後、そういった企業誘致をする中で、色んな要素が出て来るかと思えますけども、今の水道水源の保護条例の中だけでは、非常に、ちょっと分かり辛いところがあるかと思うんでね、やはり、その範囲というものは、もう少し、半径2キロ以内とかね、例えば、西播磨なんか、あれ何キロとか言うて、円を切りましたわね。ああいうふうな部分の中で説明はきちっとしていくんだというふうなことを、例えばですよ。そういうふうな部分を決めていかないと、いわゆる1つの川やから、川上から川下まで全部説明をしていかなあかんのかって、これも大変な話ですから、やはりある程度基準っていうものを設ける必要があるのかなというふうには思えます。

まあ、そういったことを、今後検討していただければと思いますので、まあ、お願いしまして、以上で終わりたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君の発言は終わりました。

お諮りします。後3名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思いますが、これいご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明6月13日、午前9時30分より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後03時24分 散会